

# 琉球大学学術リポジトリ

アヘン戦争後の外圧と琉球問題：  
道光・咸豊期の琉球所属問題を中心に

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 琉球大学教育学部 公開日: 2007-04-10 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 西里, 喜行, Nishizato, Kiko メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/20.500.12000/333">http://hdl.handle.net/20.500.12000/333</a>

# アヘン戦争後の外圧と琉球問題

—道光・咸豊期の琉球所属問題を中心に—

西里喜行

The Western impact on the Eastern Asia and the Debates about  
Sovereignty over the Ryukyu Kingdom after the Opium War.

by Kikō NISHIZATO

## Contents

### Preface

- I Visits of western warships in the Ryukyu Islands and the Attitudes of the Ryukyu Kingdom toward the Western foreigners.
- ① Visits of western warships in the Ryukyu Islands after the Opium War.
  - ② The Aim of Westerners and the Attitudes of the Ryukyuan Authorities toward them.
- II The Attitudes and the Policies of Japanese Authorities (SATSUMA 薩摩藩 and BAKUFU 幕府) about the Ryukyu Problem.
- ① The fundamental Lines of SATSUMA to deal with the Ryukyu Problem described in "Ryukyu Hisaku 琉球秘策" by GODAI HIDEAKI (五代秀暁).
  - ② The difference between Japanese Authorities (BAKUFU 幕府 and SATSUMA 薩摩藩) about the opening of the Ryukyu Kingdom to foreign Countries.
- III The negotiations between Chinese Authorities and English, French envoys about the Ryukyu Problem.
- ① The Ryukyu Kingdom appealing to the Suzerain for assistance and the negotiations between Chinese Authorities and French, English envoys about the Ryukyu Problem.
  - ② The negotiations between Chinese Authorities and English envoys about the Sovereignty over the Ryukyu Islands.

### For Postscript

— Examination of the Discussion among the Japanese Authorities on the Sovereignty over the Ryukyu Islands before and after the opening of Japan.

# アヘン戦争後の外圧と琉球問題 ——道光・咸豊期の琉球所属問題を中心に——

西里 喜行

## 目次

### はじめに

#### I 異国船の来航と琉球王国の対応

- 一 アヘン戦争後の異国船の来航
- 二 英仏側の企図と琉球当局の対応

#### II 琉球問題をめぐる薩摩藩・江戸幕府の対応

- 一 『琉球秘策』とその周辺
- 二 江戸幕府と薩摩藩の対応策  
——「開港」黙認と琉球貿易構想——

#### III 琉球問題をめぐる清国の対英仏交渉

- 一 琉球の救援要請と清国の対英仏交渉
- 二 清英交渉の継続と琉球所属問題

### 結びに代えて

——日本「開国」前後の琉球所属論争——

### はじめに

東アジアの伝統的国際秩序Ⅱ冊封進貢体制は、嘉慶期から道光期の前半にかけて、すでに内部矛盾Ⅱ内圧によって攪乱され、動揺しつつあったけれども、世界市場の形成を企図する欧米列強の圧力Ⅱ外圧は伝統的秩序のさらなる動揺を増幅させることとなり、アヘン戦争を契機に、東アジアにおける国際秩序は決定的な再編成過程に入った。

冊封進貢体制の一翼を担っていた琉球王国は、同時に薩摩藩の実質的支配を通じて近世日本の幕藩体制にも組み込まれ、両体制を結ぶ要（キーストーン）の位置に置かれていたことから、伝統的国際秩序の再編成過程においても、終始キーポイントとしての位置を占め続けることとなる。伝統的国際秩序の維持を志向する東アジアの各国にとっても、琉球の地理的・戦略的位置に注目する欧米列強にとっても、琉球王国・琉球列島は体制維持の安全弁として、あるいは重要な戦略的橋頭堡として位置づけられるに至ったからである。

本稿の意図するところは、アヘン戦争後の東アジア国際秩序の再編成過程において国際的関心の焦点として浮上してきた琉球王国をめぐる諸問題、即ち欧米列強の琉球来航の経緯と目的、対外的危機に対する琉球王国の対応、宗主国Ⅱ清国と御國元の薩摩藩（江戸幕府）の「琉球問題」に対する反応等の検討を通じて、関係各国が国際秩序の再編成との関わり

りにおいてアヘン戦争後の琉球王国をどのように位置づけ、とりわけ琉球所屬問題をめぐってどのような認識と立場を表明していたのかを解明することにみる。

## I 異国船の来航と琉球王国の対応

### 一 アヘン戦争後の異国船の来航

琉球の史書『球陽』などに記載されている阿蘭陀船あるいは異国船とは欧米船のことであるが、一九世紀に入ると、欧米船が遭風漂流のためではなく、意図的に琉球へ寄港し、琉球当局を驚かせる事例も増え続けた<sup>①</sup>。たとえは、

- ① 一八一六年九月十六日（嘉慶二十一年七月二十五日）に那覇へ入港した英国艦船アルセスト号（マレー・マックスウェル艦長）とライラ号（バジル・ホール艦長）をはじめ、
- ② 一八一八年（嘉慶二十三年）入港の英国商船ブラザーズ号（ウィリアム・エディス艦長）
- ③ 一八一九年（嘉慶二十四年）入港の英国貿易船（ビーター・ゴールドン船長）
- ④ 一八二七年五月七日（道光七年四月十二日）入港の英国軍艦プロッサム号（ピーチー艦長）
- ⑤ 一八三二年八月二十二日（道光十二年七月二十七日）入港の英国東

印度会社のロード・アマースト号（リース船長）

⑥ 一八三七年八月十二日（道光十七年七月十二日）入港の米国商船モ

リソン号（インゲルソン船長）等はいづれも測量・探検、航路開拓、将来の貿易・布教などを目的とした意図的計画的な寄港であった。

アヘン戦争の期間にも、一八四〇年八月十四日に沖縄本島北谷海岸に漂着したインディアン・オーク号（ボーマン船長）の乗組員を救助するために、英軍占領下の舟山島からニムロット号とクルーザー号（パロウ艦長）が琉球へ派遣されている<sup>②</sup>。

アヘン戦争以前の異国船の琉球寄港について、琉球当局は一方で伝統的国際秩序の枠組みに対する衝撃として受け止めつつも、宗主国の清国へ報告しなかっただけではなく、他方で幕藩制下の「鎖国」の枠組みに組み込まれていただけではなく、寄港する異国船を丁重に待遇し、幕府の強制する「無二念打払令」を無視するかのような対応策を採っている。異国人とのトラブルを回避して無事退出させることが当面の自国の安全のために必要であり、伝統的国際秩序を維持する上でも有利であると判断されたからであって、琉球当局にとっては、異国船の寄港はあくまでも一過性の事件として受けとめられていたと言わなければならない。しかし、アヘン戦争を契機に、事態は一変した。異国船の来航件数が急増したからである。アヘン戦争直後の一八四三年から一八五〇年代後半までの異国船の琉球来航件数は次の一覧表（表一）の通りである（なお、◎印は明確な目的・意図を表明して寄港した異国船を示す）。

アヘン戦争後の欧米船の琉球来航一覽 (表一)

来航年次	国籍・船名	船長・人数	来航地	来航目的	特記事項
1843 (道光23) ◎43, 12, 1~ 44, 1, 18	英国船サマ ラン号	ベルチャー (260名)	八重山島	調査・測 量	琉球側対応 小牛・野 菜等提供
1844 (道光24) ◎44, 1, 20~ 44, 2, 4 ○44, 4, 20 ◎44, 4, 28 ○44, 8, 15 ◎44, 12, 24	英国船サマ ラン号 異国船一隻 仏国船アル クメース号 英国船 英国船	ベルチャー (260名) デュブラン (230名)	宮古島 多良間島 那覇港 石垣島	探査・測 量 和好・通 商・布教 食料獲得 文書伝達	琉球側対応 豚・山羊・ 鶏蛋・蔬菜 牛1・蕃薯 (フオルカ ード残置) 在福州領事 レイの照会
1845 (道光25) ◎45, 6, 6~ 45, 6, 12 ◎45, 6, 19~ 45, 6, 21 ◎45, 8, 4~ 45, 8, 8 ◎45, 8, 11~ 45, 8, 22 ◎45, 8, 18~ 45, 8, 22	英国船サマ ラン号 英国船サマ ラン号 英国船ロイ ヤリスト号 英国船ロイ ヤリスト号 英国船サマ ラン号	ベルチャー (200名) ベルチャー (200名) オーグル (60名) オーグル (60名) ベルチャー (200名)	与那国島 那覇港 八重山 那覇港 那覇港	探査・測 量 探査・測 量 探査・測 量 探査・測 量 探査・測 量	琉球側対応 豚・鶏蛋等 提供 牛・豚・山 羊等提供 牛1疋・鶏 蛋等提供 (サマラン 号と合流) 琉球、測量 停止要請

1846 (道26)					琉球側対応
○46, 4, 12	異国船一隻		久米島仲里村阿嘉	食料調達	牛4疋等提供
○46, 4, 30	異国船一隻		久米島仲里村真謝	食料調達	牛3疋等提供
◎46, 4, 30	英国船スターリング号		那覇港	布教	(伯徳令一家残置)
◎46, 5, 2~46, 7, 5	仏国船サビース号	ゲラン (300名)	那覇→運天港	和好・通商・布教	(条約締結交渉)
○46, 5, 3	異国船一隻		久米島	食糧調達	牛2疋提供
○46, 5, 21	異国船一隻		古宇利島	食糧調達	牛1疋 羊2疋
◎46, 6, 6~46, 7, 5	仏船ピクトリュース号	黎峨(300名)	那覇→運天港	和好・通商・布教	条約締結交渉
◎46, 6, 6~46, 7, 5	仏船クレオパートル号	セシーユ (500名)	運天港	和好・通商・布教	(条約締結交渉)
○46, 6,	仏国船一隻		小禄大嶺	避風難破	救助活動
○46, 12, 15	異国船一隻		久志汀間	食糧調達	蕃薯提供
○46, 12, 28	異国船一隻		久米仲里	食糧調達	牛4疋提供
1847 (道27)					琉球側対応
○47, 5, 22	西洋夷船		宮古来間	捕鯨等	豚1疋等
○47, 4, 1	西洋夷船		久米仲里	食糧調達	牛2疋提供
○47, 4, 25	西洋夷船		久米仲里	食糧調達	牛2疋 羊2疋
○47, 5, 10	西洋夷船		具志川村	食糧調達	牛4疋 羊4疋
○47, 5, 19	西洋夷船		八重山島	食糧調達	牛1疋 鶏4隻
○47, 5, 22	西洋夷船		久米仲里	食糧調達	牛2疋 提供
○47, 5, 22	西洋夷船		粟国島	食糧調達	牛6疋 羊6疋
1848 (道28)					琉球側対応

○48, 4, 13 ○48, 4, 28 ○48, 5, 6 ○48, 9, 7	夷船一隻 夷船一隻 夷船一隻 仏船バヨネ ーズ号	グラビエル 提督	久米仲里 伊平屋島 久米仲里 那覇港	食糧調達 食糧調達 食糧調達	牛2疋提供 牛2疋 羊3疋 飼羊の草
1849 (道光29) ○49, 3, 31 ○49, 5, 12 ◎49, 12, 20	英国船マリ ナー号 米国船 英国船エリ ザベス・ヘ ンリー号	マジソン船 長 ライオンズ 船長	久米島 久米仲里 那覇港	座礁 捕鯨等 文書伝達	琉球側対応 救助活動 (活牛請求) (パーマスト ン書簡提出)
1850 (道光30) ○50, 1, 11 ◎50, 10, 3	他国船一隻 英国船レイ ナード号	無人 クラックロ フト船長	宮古島 那覇港	外交圧力	異国側要求 伯徳令優遇 措置を要求
1851 (咸豊1) ○51, 2, 11 ○51, 3, 5 ○51, 4, 30	英国船 米国船サラ ボイド号 異国船一隻	ホイットモ ーア船長	八重山島 摩文仁小 渡浜 久米仲里	食糧調達 日本行き 途中寄港 食糧調達	琉球側対応 薪炭食糧 (ジョン萬次 朗乗船) 牛一口提供
1852 (咸豊2) ○52, 3, 1 ◎52, 3, ○52, 4, 8~	異国船一隻 異国船スフ ィンクス号 米国商船ロ	シャドゥエ ル船長 ブレイソン	具志頭村 那覇港 石垣島崎	食糧調達 文書伝達 苦力輸送	異国人動向 豚豌豆茶葉 パーマスト ン書簡提出 中国人苦力

52, 4, 12~ ◎52, 5, 4~ 52, 5, 11 ◎52, 5, 6~ 52, 5, 11 ◎52, 5, 22~ 52, 5, 30	パートパウ ン号 英国船コン テスト号 英国船リリ ー号 米国戦艦サ ラトガ号	船長 スペンサー 艦長 サンダーソ ン艦長 ウォーカー 中佐	枝村 石垣島崎 枝・冨崎 石垣島冨 崎 石垣島冨 崎	途中の反 乱・漂着 苦力拿捕 苦力拿捕 苦力拿捕	380名、米 人1名上陸 23名拿捕、 3名射殺、 2名艦死、 14名服従 55名拿捕
1853 (咸豊3) ○53, 1, 5 ◎53, 5, 26~ 53, 6, 9 ◎53, 6, 23~ 53, 7, 2 ◎53, 7, 25~ 53, 8, 1 ○53, 9, 25	米国船二隻 米国軍艦四 隻 米国軍艦 米国軍艦 異国船一隻	ベリー提督 ベリー提督 ベリー提督	久米島 那覇港 那覇港 那覇港 西表島	日本人護 送 日本開国 交渉途次 日本開国 交渉途次 日本開国 交渉帰途 遭風漂着	琉球側対応 牛三口提供 (ベリー、首 里城訪問) 生活用品提 供 生活用品提 供 船修理援助
1854 (咸豊4) ◎54, 1, 20~ 54, 2, 7 ◎54, 2, 8~ 54, 2, 20 ◎54, 2, 13~ 54, 2, 21 ◎54, 2, 17~ 54, 2, 20 ◎54, 7, 1~	米国艦隊 露船オリバ ーツア号他 露船バルラ ダ号 露船ポスト ーク号 米国艦隊	ベリー提督 ブチャーチ ン ベリー提督	那覇港 那覇港 那覇港 那覇港 那覇港	日本開国 交渉途次 マニラ行 きの途次 マニラ行 きの途次 露艦隊と 合流 日本開国	異国人動向 ベリー、再 度王宮訪問 琉米修好条

54, 7, 17				交渉帰途	約締結
1855 (咸豊5) ○55, ◎55, 1, 10~ 55, 1, 15 ◎55, 11, 6~ 55, 11, 28	西洋船一隻 仏船リヨン 号 仏船ウイホ ヂウネー号 他三隻	ボンネ船長 ジラール等 ゲラン提督 (700名)	久志郡 那覇港 那覇港	食糧調達 布教 条約交渉	羊3疋蕃薯 宣教師3名 残置 琉仏条約締 結(11,24)
1856 (咸豊6) ○56, 2, 17 ○56, 2, 20 ○56, 6, 10	米国船 米国船 米国船	乗員40名 乗員10名 乗員636名	那覇港 那覇港 石垣宮良	捕鯨等 食糧調達 苦力輸送	琉球側対応 蔬菜・蜜柑 遭風船修理
1857 (咸豊7) ○57, 7, 18 ○57, 8, 27	異国船一隻 阿蘭陀船		多良間島 那覇港	難民護送	宮古に漂着 の外国人
1859 (咸豊9) ◎59, 5, 29 ◎59, 7, 3 ○59, 10, 16 ○59, 11, 3	阿蘭陀国船 米国船 米国船 英国船	ファン・カ ベレル 乗員21名 乗員43名	那覇港 那覇港 運天港 徳之島→ 那覇港	条約交渉 天文観測 貨物輸送 途次遭風 漂着	要求・対応 琉蘭条約締 結(7,6) 日本人1名 護送 米70斤、砂 糖30斤提供 国頭奥間村 經由那覇へ

典拠：『球陽』巻21、巻22。『歴代宝案』別集・仏英情状(台湾大学本第15冊)。『琉球王国評定所文書』第1巻～第14巻。『南島』第一輯。『ペリー日本遠征日記』(新異国叢書・雄松堂出版)。『ペリー日本遠征随行記』(新異国叢書・雄松堂出版)。須藤利一『異国船来琉記』、大熊良一『異国船琉球来航史の研究』、赤嶺誠紀『大航海時代の琉球』等。

以上の一覧表によってアヘン戦争後の異国船の来琉状況を概観することができるけれども、ここで確認しておきたいことは、第一にアヘン戦争後の異国船の来航件数が急増したことにより、異国船への対応が日常化・恒常化せざるを得ず、食糧などの必要品を無償で提供し続ける琉球側の負担が増大し、民衆の日常生活を困窮させる一因となっただけでなく、王府財政を圧迫する要因ともなったことである。第二に異国船の来航目的が食糧調達にとどまらず、琉球列島の測量・探査から和好・貿易・布教の要求に及び、伝統的国際秩序の枠組みを打破しようとする試みであったことである。とりわけ、英・仏・米の三国が琉球に対する領土的野心を秘めつつ押し寄せて来たことに注目すべきであろう。

アジア進出においてイギリスに一步遅れをとったフランスの場合は、英清間の南京条約締結後、ラグルネを团长とし商工業界の代表で構成される使節団が、印度支那艦隊司令の海軍少将セシーユの率いる六隻の艦船に便乗して清国へ派遣され、道光二十五年五月六月に清国へ到着して条約交渉を試み、清仏黃埔条約を締結したことは周知の通りである。その際、团长のラグルネが最も重視したのは清国のキリスト教禁令を緩和させることであった。ところが、この件についてラグルネらは交渉の場で清国側と深く議論せず、清国がイギリスと再度戦争することになればフランスは清国を援助することを表明したものの、実際に清国が清仏同盟条約案を提起すると、逆に清国を援助するための基地として一定の地域をフランスへ割譲するよう要求している。その地域とは琉球を指していることから、フランスは当初から琉球を貿易・布教の拠点とすることを意図していただけではなく、明らかに琉球占領の意図を持っていたと言える。イギリスやアメリカもまた琉球に領土的野心を抱いていたことは後述の通りである。

このようなアヘン戦争後の事態の変化、とりわけ和好・貿易・布教の

要求を掲げた欧米列強の琉球開国の圧力に直面して、琉球当局はどのようにに対応したのであろうか。

## 二 英仏側の企図と琉球当局の対応

アヘン戦争の直後、イギリス政府は東洋通商航路の探査・測量を主たる目的として軍艦サマラン号（ベルチャー艦長、二六〇名）を東南アジアから東アジアに至る海域へ派遣したが、サマラン号が琉球列島の南端・八重山へ寄港したのは一八四三年十二月一日のことであった。サマラン号は翌年の一月十八日まで石垣島の沖合に停泊し、上陸した十名前後の乗員が海岸のテント小屋を拠点にして役人や民衆の抵抗を排除しつつ連日山野の測量観測を強行した外、牛や野菜などの提供を強要して島民を困惑させた。八重山から宮古へ移動したサマラン号は、同様の行動を繰り返した後、四四年二月四日に一旦引き上げたけれども、翌四五年再び与那国・石垣・宮古の探査を経て、同年六月及び八月の二度にわたって那覇港へ寄港している。

その前後に、福州駐在のイギリス領事李太郭（レイ、Law, G. T.）は、福州琉球館の存留通事魏学賢を通じて琉球当局へ次のような文書を送付した。

「大英欽命領事正三品にして福州に駐紮するの李、貴国と両相に和好せんが為に。本領事、よりて貴国の官民の平安を施さんことを願う。但、大英の戦船は常に往来して海盜を起し、水度を探り地方を置りて図を絵く。恐らくは貴国の官民、戦船を見て懼怖するならん。今、特に文憑一紙を齎し来らしむ。若し船官、水菜を要むれば、均しく価銭を約し、公道に交易されし。貴国の官民、礼に拘わるべからず」。

琉球との「和好」を通じたいとの意思を表明しつつサマラン号の測量・

探査に便宜を与えることを要求したレイの密簡が届いたのとはほぼ同時期に、先島（八重山・宮古）の駐在役人からもイギリス軍艦サマラン号來航の報告が首里王府のもとへ届けられた。

かくて、周章狼狽した琉球当局は、まず琉球全域に次のような指令を傳達している。

「近年、阿蘭陀船、島々浦々通船繁ク、就中、去年は八重山島・宮古島江來着、島形見分、海辺瀬之様子試方等ニ多日為致沖掛由、在番人申越有之候。右付而は御当地〔沖繩本島〕江來着可致も難計、兼而其心得無之候而不叶儀候条、遠目番之者共昼夜詰居させ、阿蘭陀船帆影相見得候ハ、早速届申越、自然沖掛等も有之候ハ、兼而被仰渡置候御条目等ニ基キ、万反無手拔様取計、是又早々可被申越候」①。

この指令が傳達されてからまもなく、予想通りサマラン号は那覇港に姿を現し、「英國の戦船は平常往來し、海盜を越い、水度を探り地方を盪りて図を画く」ために寄港した旨琉球当局へ通告し、各地の測量・探査を強行した後、一旦引き上げたけれども、二ヶ月後に再び那覇へ寄港した際には、「我等は明年正月の間に至って、また貴國に來到せんと欲す。但、その地を盪らず、暫く灣泊して天文を看察するの後、開船して回國せんとす。貴國の官民は宜しく驚怕するなかれ」と言明して、一過性の寄港ではないことを明示している②。琉球当局にとって、もはや従来の異國船対処策（御条目）では対応できない段階に入りつつあったのである。

ベルチャール艦長の通告を受けて、琉球当局は「百官會議」した結果、那覇地方官鄭元觀の名義で次のような請願書を提出した。

「那覇地方官に署任するの鄭元觀、地方を丈量するを停止し、以て人民を安んずるを懇乞せんが事の為ならず。切に査するに、上届癸卯の年、太平・八重の両山の各地方官の報称に拠るに、偶々大英國の船隻到來し、

多人にて上岸し、数十日の間、海を巡り山を環り、水の浅深を試み、地の広狭を量る。英人に在りては經に礼ありと雖も、土民に在りては却て是れ心驚き胆裂け、素業を抛棄し、その困疲を極む。（中略）伏して惟うに、敵國は蕞爾の蹙疆にして、所屬の諸島もまた已に褊小の物産裕かならず、日食統難し。風旱の災いに逢う毎に、益々苦窮の極みに至る。統て祈るらくは、大人、小邦の苦疲の痛むべきを洞察し、大邦の小を恤れむの仁慈を俯垂し、國を巡り島を環り地方を度量するの舉を停止せられんことを。則ち内は本國より外は屬島に至るまで、人皆業に安んじ、頂すら恩徳を無疆に祝るべし」③。

琉球当局はサマラン号の來航・探査のために琉球の各島民がいかに「困疲を極」め「苦境」に陥っているかを力説して、イギリス側の「仁慈」を期待する戦術を採ったわけであるが、琉球との「和好・貿易」を求めイギリス側にとって、琉球側の要請論理が考慮される余地はなかったこと、言うまでもない。しかも、「和好・貿易」を求めたのはイギリスだけではなかった。フランスもまたイギリスと前後して直接琉球当局へ「和好・貿易・布教」の要求を提起している。

周知のように、一八四四年四月二十八日（道光二十四年三月十一日）、フランス東洋艦隊の一艦船アルクメーヌ号（乗員二三〇名）が那覇港へ入港した。翌日、上陸した艦長デュブランは琉球当局との会見を要求し、天久村の聖現寺において会見に応じた琉球当局に対して、フランスは二百年來清國と貿易関係にあり、今回「國主之命を請、中国隣近之諸國可致交通候間」、琉球とも「致交易候様」に取り計らいたいと來航目的を明示した。予想外の要求に驚愕した琉球当局は、即座に「当地之儀は偏少之國土ニ而産物乏、金銀銅鉄等之出産茂一切無之、商売不相調」要請に応じられない旨返答したけれども「落着無之」、翌日もデュブランは「交易一件」を再提起するとともに、まもなくフランスの「大総兵乗

船」が琉球へ来着する予定なので、交易の件について吟味を尽くすことができないならば「右大総兵江何分返答可致、且右大総兵之船、通事乗合無之候付、異国人一人・唐人一人爰元江留置、本船は可出帆」と通告して、なお数日間交渉を試みたものの、通告の通り宣教師のフォルカードと通訳のオーガスタン・コウの二人を琉球に残置したまま、デュブラン率いるアルクメーヌ号は、同年五月六日に那覇港を離れた<sup>②</sup>。

フランス人宣教師のフォルカードらはその後二年間琉球に留まり、琉球当局の厳しい監視のもとで、琉球語の習得に努め布教を試みることになる。

ここでは、琉球当局がフランスとの交易を断る理由として、「産物少、金銀類出産無之」という常套句を挙げただけではなく、「殊ニ清国之屏藩ニ而、彼国并度佳刺島迄を致通融、右外余国之交通無之段、清国江も相知申事候付、勝手次第外国致取合候儀不相叶、且又異国人当地江留置候儀不相成国法ニ而、素より其例無之」<sup>③</sup>と強調していることに注目すべきであろう。琉球当局は宗主国の清国や隣国の「度佳刺島」(薩摩藩の隠語)以外とは貿易・交際せず、異国人の滞在を禁止するという従来の原則を堅持しようとしたわけであるが、二百年來の清国との貿易関係を強調して隣国(琉球)との貿易を迫るデュブランに、もはや従来の原則だけで対応できないことは琉球当局にも認識されていないはずはなかった。

蓋し、琉球当局は薩摩藩の出先機関(在番奉行)と協議の上で、この年の進貢船の正副使に対して「フランス人は和好・貿易・布教の要求を、琉球の頭越しに清国と掛け合つて認めさせようとするかも知れない。最近、清国はイギリスから迫られて和議を結び、異国を大変恐れているよ

うなので、フランスの要求に許可を与える可能性がある。万一、このような事態が生じた場合には、布政使司への咨文のなかで言及したフラン

ス人一件に関する報告は削除してもかまわない」と指示しているからである<sup>④</sup>。フランス艦船の琉球来航を清国へ通報した場合、フランス人の怒りを買う可能性があるだけでなく、フランスが琉球の頭越しに清国と協議した場合、琉球の宗主国たる清国がフランスに対して琉球との交易を許可する可能性があることを、琉球当局は最も恐れていたことに留意すべきであろう。

琉球の頭越しの清仏交渉の可能性は現実化しなかったけれども、デュブランが予告したフランスの「大総兵乗船」の来着は二年後に現実化した。「大総兵乗船」来着の一ヶ月ほど前、一八四六年五月二日にフランス艦船サビーヌ号(ゲラン艦長、三〇〇名)が那覇港に姿を現し、「後日、大総兵、仏国皇帝欽命を受、当邦江来着」することを予告するとともに、近海の測量や首里・那覇の探査を試み、同年五月三十一日に沖縄本島北部の今帰仁間切へ向け出航した<sup>⑤</sup>。それから六日後の六月六日、フランス東洋艦隊のビクトリユーズ号とともに、大総兵セシユ提督の乗船クレオパートル号(五〇〇名)が那覇港に姿を現し、逗留中のフォルカードら二人を乗せて今帰仁へ向かい、かくて三隻のフランス艦船が今帰仁の運天港に集結することになる<sup>⑥</sup>。セシユ提督は租借の意図を秘めて運天港を交渉場所を選定し、三隻の艦船を集結して威圧を加えつつ琉球当局との交渉に臨み、六月十七日から七月十四日までの約一ヶ月間、琉球当局へ「和好・貿易」に関する条約締結を迫った。条約交渉が難航したため、セシユ提督は七月十一日長文の勸告書を提示して琉球当局の拒否理由に反駁を加えつつ、条約締結のメリットを強調している<sup>⑦</sup>。勸告書の要点を摘記すれば次の通りである。

① 交易謝絶の理由として、琉球には「銅鉄金銀ナク、マタ絲斤器具ナク、五穀豊ナラス、産物出不申」とか、「閩省ニテ日用物件買求候外、綢緞ヲ買テ、官庭ノ飾ヲ成シ、薬材ヲ収メ、積テ疾病ヲ治ス」とか、

「中朝へ進貢品并關省へ持渡り品」も自國の「出產ニテ無之、都テ度佳刺島ヨリ持來り、且米穀・木料・鉄鍋（中略）等、皆彼島之商客運ヒ來候ヲ買取候」という琉球側の主張は、「実状トハ存不申」「誠ニ隠シ言葉」に過ぎない。「外ヨリ買候品物、右通多ク有之」以上、「物ヲ以テ物ニ替へ、貨ヲ以テ貨ニ替」えてはいるはずで、「布帛・黒糖・焼酎」等「貴國之品物盛多」なることは周知の通りである。

②国民の生活に不可欠の米糧も「風荒ノ時ハ只度佳刺島ヨリ是ヲ得候」とのことであるが、「此言ノ如クナラハ、誠ニ不智ニシテ」危険な政策を実施していることになり、再考すべきであろう。「モシ日本國ノ皇帝、一偏ノ性ヲ以シ、或ハ一時ノ震怒ヲ以シ、或ハ度佳刺島詰官人ノ惡敷意ニ依リ候」場合には、「貴國、俄ニ肝要ノ助け無クシテ、拳國ノ生民」は餓死することになる。危険な政策と言ふ外にない。「モシ歐羅巴ノ人ト交易致シ候」場合には、そのような結果を招くことはなく、「貴國欲スル所ハ、只用辦不足ナク相達スルノミナラス、代料不高シテ公平ニシ、金銀銅鉄絲麻米穀等都テ貴國ノ土產ヲ以テ交易」するはずで、このように貿易して「度佳刺商人同様相成候」場合には、「日本人之敵密取締ヲ受候ヲ」免れることができるだろう。

③琉球の地理的位置が素晴らしいというのは「中華・台湾・高麗・日本ノ間ニ居シ候故」であつて、「モシ心ヲ甘ソソ心ニ随テ、亦各國貿易ノ總口ト成」るならば、「貴國又商売シテ富豪ト成」ることができる。

私（セシーユ）の考えによれば、貴國にとつて「是実ニ非常ノ福」であるのに、「モシ或ハ迷ヲ執リ、不醒シテ堅ク歐羅巴人之交易ヲ断」るならば、いづれ「貪欲之國」が「此諸島ヲ以、己カ居住トシテ、汝カ馬頭〔港〕ヲ取り、押々之仕形ニテ汝カ欲スルヤ否ヤを不構シテ、汝カ主トナル」だろう。外國との貿易を拒絶してこのような結果にならないようにご再考願いたいものである。

④和好・貿易を断るといふ「貴國御返答之文」はフランス國皇帝へ上奏し、琉球の実状をも忠実に報告する積もりであるが、皇帝の論旨が届くのは一年後のことになるので、この間、「夥大人」（フォルカード）を琉球に留めて琉球語を学習させ、皇帝の諭旨到来の際には通訳を勤めさせることにし、「奧五斯單」は引き取つて別の場所へ移すことにした。就いては「夥大人」は「名替高ク頭レ」私の「敬仰」する方なので、彼の自由を束縛することなく、丁重に待遇して頂きたい。

以上の勅告書の内容からすれば、セシーユ提督が琉球の実状をかなり正確に把握していたことは明白であるが、ここで特に注目すべき点は、第一に「度佳刺島詰官人」即ち琉球駐在の薩摩役人（在番奉行）の存在に言及し、琉球が薩摩藩の支配下にあることを見抜いていること、第二にヨーロッパ人との貿易のメリットを強調する文脈において、暗に日本側（薩摩・幕府）の敵しい支配から脱却することを勧告していること、第三に「貪欲之國」即ちイギリスの琉球占領の意圖を誇張しつつ、暗にフランスの保護下に入れば琉球の安全が保障されるかのように示唆していること等である。要するに、条約締結を要求するセシーユ提督の最終的な狙いは、琉球を保護國としてライバルのイギリスと対抗するための拠点を築くことにあると思われる。琉球当局もそのように受けとめて警戒し、巧みな引き延ばし戦術を駆使して条約締結の回避に全力を尽くさざるを得なかった。

かくて、琉球当局を説得することに失敗したセシーユ提督は、一八四六年七月十七日、三隻のフランス戦艦を率いて運天港を離れることになる。その際、セシーユ提督は勅告書で予告していた宣教師フォルカードの残留をひとまず取りやめてオーガスタン・コウトともに連れ去る代わりに、別のフランス人宣教師ルチュルジュ（伯多禄）を琉球に留めることにした<sup>19)</sup>。さらに二ヶ月後の九月十五日にピクトリューズ号で送り

込まれたアドネもルチュルジュと同居したことから、琉球当局にとつては何ら問題の解決とはならず、むしろ頭痛の種が増えることになった<sup>20)</sup>。しかも、頭痛の種は既にイギリス艦船によつても持ち込まれていたのである。

フランス船サビーヌ号来航の二日前、即ち四六年四月三十日に、イギリス船スターリング号が那覇港へ来航し、医者兼宣教師のベッテルハイム(伯徳令)とその家族三人及び通訳の広東人劉友子を上陸させた。琉球当局は極力退去を要請したけれども、イギリス国王帝の命令であると称して受け容れず、ベッテルハイム一家を残置したまま、スターリング号は五月三日に出航した。臨海寺ついで護国寺に居住することになった英国籍のベッテルハイム一家は、その後八年間も琉球に逗留し続けることとなり、フランス人宣教師とともに、琉球当局の最大の頭痛の種となったこと、周知の通りである<sup>21)</sup>。

琉球に逗留したイギリス人とフランス人をめぐると問題は、琉球の内政・外交を左右する重大問題と認識され、道光末期から咸豊初期へかけてもなお、琉球所屬問題と関連しながら繰り返し論議されることとなる。

## II 琉球問題をめぐる薩摩藩・江戸幕府の対応

### 一 『琉球秘策』とその周辺

アヘン戦争後の異国船の琉球来航、とりわけ一八四四年のフランス船アルクメーヌ号の来航と「和好・貿易」の要求、フランス人宣教師フォルカード等の残置、一八四六年のイギリス船スターリング号の来航とイギリス籍のベッテルハイム一家の残置、フランス船クレオパートル号等の来航とセシユー提督の条約交渉、新たなフランス人宣教師ルチュルジュ

等の残置という未曾有の事態は、琉球当局にとつては、単独で処理し得る範囲をはるかに超えた対外的危機として受けとめられた。

従つて、琉球当局はこの危機的事態と琉球側の当面の対応措置について、まず御國元の薩摩藩へ報告した。報告の使者浜比嘉親雲上朝宜(向氏)は一八四四年七月十九日薩摩へ到着、薩摩藩首脳部の指令を受けて九月一日帰任している。琉球から報告を受けた薩摩藩当局は、江戸の薩摩藩邸へ急報するとともに、とりあえず琉球へ「一与」の警備兵十八名を派遣し、繼いで五十七名の琉球守備兵の派遣を決定した。二階堂右八郎に率いられた薩摩兵五十七名は九月二十五日薩摩の「前の浜」を出発し、山川で停泊した後九月二十七日琉球へ向うものの、到着したのは十月二十日のことであつた<sup>22)</sup>。

薩摩兵五十七名が琉球へ向かう直前、薩摩藩の儒学者五代直左衛門秀堯(五峰山人)は、薩摩兵のなかの一人から異国船の来航をめぐると「琉球ノ処分」方針についての見解を求められ、大急ぎで『琉球秘策』を執筆して贈与している<sup>23)</sup>。五代秀堯は薩摩藩主島津斉興の側近の一人で「大少の機密に参与せざることなく、画策献賛する所頗る多」い人物であつたことから<sup>24)</sup>、『琉球秘策』のなかで展開されている五代の「琉球ノ処分」方針は、この時期の薩摩藩の対琉球政策の基調を明示する戦略としてだけでなく、琉球認識や琉球所屬論を検討する上でも注目しなければならぬ<sup>25)</sup>。

五代の『琉球秘策』の全般的な特徴は、フランス船アルクメーヌ号の来航に当たつて琉球側が実施した当面の対応措置を是認しながらも、いくつかの予想される事態を想定しつつ、薩摩藩にとつての最善策は何かという視点から、問答形式による回答を提示している点にあるが、その論点を要約すれば以下の通りである。

【A】フランスの琉球との「交易及和好」を許すべきか、それとも

「軍兵ヲ發シテ武威ヲ主トシ、是ヲ追弘」うべきかという問いに対して、五代は「絶」と「和」と「戦」の三つの選択肢を提示しつつ、「絶」（交易和好ヲ絶ツ事）と「和」（通商和好許スノ事）を可とし、「戦」を否とすべしと回答して、その理由を次のように展開する。——「仏郎察（フランス）、陽ニ交易和好ヲ以テ琉球ニ告ト云トモ、陰ニ琉球ヲ從ヘテ根本トシ、漸々南海諸島ヲ蚕食シ」、日本を窺う企圖に違いない。今やヨーロッパ各国では、交易を拒絶する国々へ軍艦を派遣して「攻伐」すべしとの議論が起り、最近、イギリスは「唐土ト戦テ勝ヲ得、其勢猖獗」を極めてい。フランスとイギリスは「別国トイヘトモ、皆歐羅巴州中ノ國ニテ、其人一體」であつて、いづれも琉球を「西洋ノ爪哇ノ如クスル志」を持つている。「今や仏郎察琉球ヲ窺フ、我軍琉球ニ至リ、彼力所求ヲ許サス、更ニ武威ヲ主トシ、追弘フ術ヲナサハ、西洋人恨ヲ結ヒ、露ヲナスヲ幸トシ、他日、其國ノ兵ヲ發シ、或ハ歐羅巴諸國ト議シテ大軍ヲ起シテ来リテ琉球ヲ攻メ」るだろう。琉球で一旦戦争が起れば薩摩藩は精兵大軍を送つて戦うことになるが、海上の戦いでは勝ち目はなく、たとえ首里城を拠点に戦つても衆寡敵せず、「中山王必ス降り、外ハ急卒ノ応援ナク」、最後の勝利を期待することはできない。しかも、大軍を琉球へ派遣すれば「本藩ノ守リ空虚トナル」だろう。そこへヨーロッパ諸國が連合して押し寄せれば、「是ヨリシテ日本國中ノ干戈トナルヘシ」。要するに、「本藩ノ地方ハ本也。琉球ノ属國ハ末也。本藩ノ本ヲ虚テ琉球ノ末ヲ争ハ、我失策ナルノミナラス、其大禍大害ナル事」明白である。「故ニ琉球ノ処分ハ絶ト和トノ二策ヲ主ト」し、決して「戦」の選択肢を用いてはならない。

【B】「戦」の選択肢が不可ならば「其絶ト和トノ方略ヲ聞カン」との問いに対して、五代はまず「絶」の方略を次のように展開する。

イギリス艦船は昨年琉球の八重山島を測量したただけけれども、清國

との戦争の後始末が終われば本格的に通商を要求して来るだろう。今年来琉したフランス人が、イギリスは「久シク琉球ヲ取ルノ志アリ、他日必ス兵船ヲ遣ハサン」と警告したのも、イギリスの「往年以来ノ所為ニ符合」している。フランスが「琉球ヲ窺フ」のも「一朝一夕ノ事」ではなく、「大総兵船重テ来ラン」と予告していることからフランスの企圖は明らかである。今年の秋頃には必ず再来するはずであるから、その際には「我渡海ノ士卒（薩摩兵）ハ潜リ藏レ」、琉球ヲシテ彼ト応接セシめ、「禮ヲ恭フシ辞ヲ卑シ」「莫大」の贈り物を差し出させ、然る後に今年の春来航したフランス人（デュプラン）への回答を踏まえて、交易に応じられない理由を開陳させるべきであると前置きしつつ、五代は琉球側から「絶」の論理を次のように展開させることを提案する。即ち、

① 「琉球國小ク財乏キ故」、仏國と交易できる品物などはなく、常に「唐土・日本」に「財食ノ供給」を仰いで國を維持している状態であること、

② 「特ニ日本諸島ノ如キ、琉球ト隣近」し、往來便利のため、台風や水旱による「飢饉ニ逢フヤ、唐土稍遠キ故、大旨隣近セル日本諸島ノ力ニテ餓死ヲ免」れていること、

③ 「故ニ日本ヲ離レテ我國獨立」することを得ず、「然ルニ日本國法、天主教ヲ禁シ、西洋諸國ト交通ヲ禁スル事甚嚴」しく、フランスと「交通スルトキハ、全ク日本ト通スル事能ハス、長ク日本ト絶ツ」事態となること、

④ 「今日日本ヲ離レテ貴國ノ命ニ從フトキハ」、「貴國ノ船ノミ琉球ニ至リ、此方ヨリハ貴國ニ至ル事ヲ得ス」、琉球が急に飢饉や事變に遭遇しても「貴國ニ告ル事」はできず、「貴國亦事故有テ」琉球へ來航できない時は、琉球は「餓死ヲ免レ」ないこと、

⑤「貴国又天主教ヲ授メント」してゐるけれども、琉球は「既ニ孔子ノ教ヲ学」び、「他教ヲ受ル事ヲ得ス、且国民天主教ヲ習ヘハ日本ト絶ツ」ことになるので、受け容れるわけにはいかないこと

等々の理由（論理）である。

ただ、以上のような理由（論理）は今年春の琉球側の返答と重複するので、これだけではフランス人を説得できないかも知れないと判断した五代は、更なる論理構築を試み、清国と琉球の宗属関係に言及すること提案する。

即ち、「西洋ノ徒、種々ノ事ヲ立テ許容セサルトキハ、先ツ唐土北京ニ中山王ヨリ使ヲ遣シ」、「琉球ハ唐土ノ属国ナル故」、清国皇帝が「詔ヲ西洋仏郎西等ノ国王ニ下シ」、「西洋ヨリ琉球ニ通商通交ヲナスコトナカレト固ク禁制ヲ垂レ」て頂きたいという趣旨の請願を、琉球から「唐土ノ天子ニ上疏」させるべきである。西洋各国の国王が清国皇帝の詔に従えば幸いであるが、もし「詔ニ従ハスシテ」あくまでも琉球との通商を迫った場合はどうか。その際には、琉球の西属の実状を告白して、「琉球ハ陽ニハ唐土ノ封爵ヲ受ルト雖トモ、又日本ニ貢シ、日本ヨリ保護ノ国タリ。琉球国小クシテ独立スル事ヲ得サル故ナリ。且日本ハ境ヲ接シ、飢饉凶歳等皆日本ニ救ヲ仰ク。若シ日本ト絶タハ琉球タ、ス。故ニ萬事日本ノ免許ヲ受スンハ、琉球独リ決断シテ事ヲ行フ事ヲ得ス。故ニ貴国直ニ日本長崎ニ至テ、琉球通商等ノ事ヲ請フヘシ」と返答させ、最終的決断を幕府へ転嫁する戦術を提起するけれども、五代は慎重に「此事ハ成丈琉球人ヨリ言語ニテ説シメ、文字ニテハ述フヘカラス」と注意を与え、幕府に気付かれないように配慮している。

最終的決断を幕府へ転嫁する戦術が功を奏さず、西洋人が琉球の交易拒絶に対して「怒リノ色ヲ見ハシ、侵掠或ハ干戈ニ及フヘキ機サシアル」場合には、「日本ト相議シテ再答スヘ」しと返答した上で、琉球駐在の

薩摩役人三人を急ぎ帰国させ、事態の展開状況を薩摩藩から幕府へ報告し、同時に「和」の選択肢を採用するよう幕府に働きかける必要があると判断して、五代は「琉球八重山・宮古島ヲ以テ」交易場とするか沖縄本島の「運天ニテ交易ヲナサシムヘシ」と提案するに至るのである。

【C】琉球と西洋の交易を許す「和」の選択肢を幕府に要請するには、どのような「所置」に論理が必要かとの問いに対して、五代は琉球の西属の歴史と現実を注目し、「琉球ハ慈眼公（島津家久）以来、本藩ニ臣属シ、附庸ノ国トナル。然レドモ唐土ノ封爵ヲ受ル事、故ノ如シ。邦君ノ命ニテ薩摩附庸ノ国タル事ハ海外諸國ニ泄ス事ヲ禁セラレ、陽ハニ許サル、ハ實諸島ト往来通商スルノミ也。然トモ唐土及ヒ海外諸國モ、其実ヲ知ラサルモノナシ。其事、唐土諸國ニ多ク見ユ。唐土ヨリ中山王ノ封爵ヲ受ルユヘ、海外諸國ヨリ云ヘハ、日本ト并ヘル一國也。薩摩附庸ノ國ト称シ、琉球十三萬石ハ本藩七十萬石ノ内ナルハ、日本國中迄ノ事也。琉球、唐土ヲ交トシ、日本ヲ母トスル、此旨実ニ称ヘリ」と指摘しつつ、かつて一七世紀の明清交替期に論議された琉球所屬問題をめぐる薩摩・幕府の対応を想起して、その前例に倣うことを提案している。

即ち「往昔、韃靼（清朝）ヨリ明國ヲ取リシ時、琉球ヲ胡服ニ改ムヘキ聞ヘアリ」、幕府より「何様トモ清王ノ処分ニ従フヘキ命下リシ事アリ」、また一六五五年（順治十二）、清国から招撫使が来琉するとの報告を受けた際にも、幕府の松平信綱らは薩摩藩主に対して「宜シク琉球ヲシテ韃靼王ノ命ヲ聽カシムヘシ、若シ韃靼王ノ命ヲ絶ハ、困難又起ラン、敢テ禍ヲ招事ナカレ」と命じた事実をも挙げて、琉球を幕藩制日本の圏外に位置づけ、日本の対外的危機回避のための安全弁として琉球切り捨て論が採用された前例を想起しつつ、今回もまた琉球は「表向ハ唐土ノ属国ナレハ、日本國中ノ処分トハ異ナルヘシ」との観点から、フランスは清国の許可を得て琉球との通商を求めているとのことなので、「琉球

ハ表向唐土ノ屬國ナルユヘ、清主ノ命ヲ拒ミカタ」いけれども、フラン  
スの「片口」だけでは信用できず、「更ニ琉球ヨリ清國ニ問テ、其実否  
ヲ明ス」必要があるとしながらも、五代はその得失を斟酌し、清國皇帝  
の通商許可を得て琉球貿易が開始されれば「此方ヨリ自由ニ止メカタク」、  
琉球をコントロールできなくなることを恐れ、むしろ「此方ノ許而已ニ  
テ」貿易を認める方が得策として、幕府を次のように説得すべしと提案  
する。——「明曆中、大府〔幕府〕ノ命ニテ琉球ノ衣冠ハ清主ノ命ニ從  
ハシメラレシハ、異國ヲ以テ処分アリシ也。方今、彼〔琉球〕ニ通商ヲ  
許スモ、異國所分ノ例ヲ用ユルハ明曆ノ例ト同意ナレハ、大府ノ例ヲ引  
テ請ヒ、且通商ヲ許サスハ干戈ノ禍起リ、日本迄モ乱トナルヘキ事ヲ  
以テ告ケハ、大府是ヲ以テ許サン」と<sup>28)</sup>。

【D】幕府が琉球と西洋諸国との貿易を許したとしても、琉球へ持ち  
込む西洋商品の販売を琉球と薩摩に限定し、他藩への販売を禁止した場  
合は甚だしい損害を蒙ることにならないかとの問いに対しては、「禁開  
カスハ琉球タハス、琉球タハスハ西洋ニ降り、遂ニ日本ノ兵乱ヲ招  
カン」との脅し文句で幕府に禁令解除を求め、と提案して回答に  
代えている<sup>29)</sup>。

【E】通商開始後は西洋人が勢力を得て大島諸島をも蚕食し、琉球駐  
在の在番奉行の勢力は微弱になることが予想されるが、「在番奉行ハ今  
ノ如ニテ可ナルヘキヤ」との問いに対しては、指摘されている事態を予  
想しつつも、現状維持を主として「通商開キタリトテモ、琉球ノ事ハ清  
主ヘノ禮、或ハ在番奉行ノ渡海ハ今ノ如クスヘシ。但、在番奉行等モ武  
備ヲ加フヘシ」と提案するだけである<sup>30)</sup>。

【F】西洋人が那覇に館舎建設を要求して来た場合どのように対処す  
べきかとの問いに対しては、琉球の主体性を確保するためには「琉球ヨ  
リ彼力為ニ館舎ヲ造リ与ヘ」るべきで、「西洋ヨリノ手ニテ作ラサルヤ

ウニスヘキ也」と忠告している<sup>31)</sup>。

【G】琉球開國後の天主教の布教にどのように対応すべきかとの問い  
に対しては、天主教の日本布教と禁庄の歴史を振り返りつつ、「方今若  
琉球ニ西洋ノ通交ヲ許ストモ、其初二天主教ハ禁スヘキ也」との立場を  
堅持して、西洋には「琉球若天主教行ハル、トキハ、日本ト往来ヲ得ス、  
日本ト路ヲ絶ハ、凶歳ニハ餓死ニ及フ」と主張して天主教布教を思い止  
まらせ、琉球には「其國人ニ令ヲ下シ、天主教ヲ受サラシム」るよう  
に指導すべきであると提案している<sup>32)</sup>。

【H】琉球は「清國ヨリ封爵ヲ受テ表向ハ其屬國」であるが、「今西  
洋ノ徒、清主ニ請ヒ」貿易・布教の許可を得た場合はどのように対処す  
べきかとの問いに対しては、五代もその可能性を認め、「今清國勢弱ク、  
西洋強シ、西洋是ヲ清主ニ請ハ、清國其請ニ從ハン」と予想しつつ、  
清國が許可すれば「本藩ヨリ私ニ是ヲ禁スルコトハ得ヘカラス」として、  
一方で幕府に報告して「其決裁ヲ受」け、他方で「琉球ヲシテ清國ニ願  
ヒ、通商天主教ノ事ヲ言ハシメ」るべしと提言する<sup>33)</sup>。

【I】西洋人が「大兵ヲ発シ琉球ヲ奪ヒ」中山王が降伏した場合、兵  
力を投入して奪回すべきかとの問いに対しては、「戦」の選択肢を不可  
とする立場を再確認しつつ、琉球には書簡を送って「時節ヲ以テ討ツヘ  
シ」と通告し期待を持たせるべきだが、その際「時節ト云ヘハ、年月ヲ  
定メサル」意味であって、そうすれば「我威令墜ル事ナシ」と付け加え  
ている<sup>34)</sup>。

【J】「前条所論ノ外ニ良策ハナキヤ」との問いに対しては、その外  
にも「琉球ノ難ヲ除ク妙方アリ」としながらも、五代は「是秘奥ノ事ナ  
レハ言外ニ出サス」と論及することを回避している<sup>35)</sup>。

【K】最後に「琉球ハ本藩兼領ノ地」である以上、戦火が薩摩へ及ぶ  
事態が予想されても死守すべきであるのに、どうして最初から「和ヲ主

トシテ志氣ヲ弱フスルヤ」との疑問に対しては、五代は「是余力深謀遠略ニ出ルナリ」と明言し、再度琉球の国際的位置について「琉球ハ我兼領ノ地ナリト云ヘトモ、表向唐土ヨリ封爵ノ國ナレハ、皇國封域ノ内トハ名義異ナリ、我藩ニ附庸タルハ日本國中迄ノ事也」と再確認した上で、清国皇帝の命令によって琉球の通商及び布教が許された場合「本藩ヨリ表向西洋人ニ対シ、其命令ヲ破ル事」は不可能、というのも「唐土ハ表向、本藩ハ内属」の位置にあるからだと強調しつつ、「俄ニ得失是非ヲ料ラス、強テ彼ヲ押ヘ、干戈ニ及ハ、速ニ禍乱ヲ招キ、或ハ邦家ノ危ニ至ラン」と警告している<sup>(30)</sup>。

以上のように、『琉球秘策』には西洋の外庄に直面した薩摩藩の「琉球ノ処分」方針をめぐって多岐にわたる論点が提示されているけれども、ここで注目しておきたい点は、第一に、五代はアヘン戦争後の国際情勢をリアルに観察して、琉球で戦端が開かれれば薩摩藩だけでなく日本全国に波及せざるを得ないという認識のもとに、「戦」の選択肢を不可として退けていること、第二に琉球側のデュプラン艦長への対応措置を踏まえて、和好・交易の謝絶即ち「絶」の選択肢を是としながらも、フランス人説得の論拠として日琉関係の重要性を前面に押し出し、琉球は日本を離れては独立できないという側面を強調するだけでなく、新たに清国と琉球の宗属関係に依存して清国皇帝から「絶」の詔を下させる戦術を提起していること、第三に「絶」の選択肢が行き詰まった場合を想定して、日琉関係の実態（薩摩藩・江戸幕府の実質支配）を公然化し、琉球「開国」の最終決断を江戸幕府へ転嫁する戦術を提起していること、第四に江戸幕府に「和」の選択肢の採用を決定させる論拠として、「戦」の選択肢の危険性、「絶」の選択肢の困難性を強調するだけでなく、明清交替時の前例に依拠しつつ、琉球を異国として幕藩体制の圏外に位置づけ、日本の幕藩体制に領国制を維持するための「安全弁」として琉球

の「開国」を黙認する必要性を強調していること、等々である。用意周到な論理構成と言うべきであろう。

むろん、『琉球秘策』のなかで展開されている「琉球ノ処分」方針は、五代秀堯個人の思い付きではなく、薩摩藩中枢部の時局認識と用意周到な対応策を反映していると思われなければならない。蓋し一八四四年のアルクメーヌ号来航以後、一八五〇年代を通じて、琉球問題をめぐる薩摩藩の対応は基本的に『琉球秘策』のなかの方針に沿って展開しているからである。

薩摩藩の世子島津斉彬は弘化三年（道光二十六年、一八四六年）三月時点の江戸幕府への請願書の中で、近年英仏米各国が世界各地へ進出して商館等を建て交易していること、「琉球は東洋江之海路」上の「通船之湊」として注目されていること、琉球と宗属関係にある清国が最近英国と戦争して敗れ、清国の國威が損なわれた結果、西洋船が琉球までも押し寄せるようになったことを指摘した後、「西洋人共利害を説示し、琉人共之人氣致一変候儀共有之候而は、一大事之訳ニ候間、近年旧規等ニ不拘、何事も丁寧ニ取計、偏ニ恩義を以異心を不差起方ニ懐ケ置申候」とか、「西土之戦艦江対し、防御之術無之候付、是迄始終丁寧ニ致応答候儀を、肝要ニ申付置儀御座候、若過而戦争ニ及儀共致到来候時は、那朝より王城之間、比屋之場所ニ御座候得は、瞬目之間ニ灰燼と可罷成は必定ニ御座候、然上は商館ニ而も相建、諸国互市之湊ニいたし、日本之隙を窺ヒ候様ニ共有之候而は、乍恐天下之御安危ニ相掛候」と強調していることに注目すべきであろう<sup>(31)</sup>。斉彬もまた『琉球秘策』の時局認識と対応姿勢を共有していたのである。では、薩摩藩と幕府は迫り来る琉球の対外的危機に対して具体的にどのような対応策を展開したのであろうか。

二 江戸幕府と薩摩藩の対応策

——「開港」黙認と琉球貿易構想——

フランス艦船アルクメーヌ号来航の報告を受けた薩摩藩主の島津斉興は、一八四四年九月二十七日（天保十五年八月十六日）付の報告書を幕府へ提出し、那覇来航のフランス船の艦長が二百年來中国と通融して「近来猶相親み」、この度フランス国皇帝の命令で「中国隣近之諸国」<sup>①</sup>とも交通すべく、琉球とも交渉して交易したいと申し出たこと、異国人一人・唐人一人を後來の「大総兵船」のための通訳として残置したこと、異国人らは「強而天主教を伝授可致」と主張していること等を事実のまま通報するとともに、將來、大総兵船来着の際にはどんな難題を押し付けられるかわからないなどと強調した<sup>②</sup>。

報告書の提出と前後して、斉興は調所廣郷を幕府老中の阿部政弘のもとへ遣わして内談させ、当面警備兵を琉球へ派遣するようにとの内命を得たという<sup>③</sup>。その結果、薩摩藩当局が若干の守備兵を増派したことは前述の通りであるが、守備兵増派は幕府へのポーズであって、薩摩藩当局は数十人の守備兵を送っても琉球防衛は不可能と判断し、且つ財政上の負担増大を考慮して、翌四五年四月九日にはその一部を引き上げさせている<sup>④</sup>。もつとも、前年のフランス国船来航以來、予告された「大総兵船」の来着がなく、事態の緊急性が若干減少したことも配慮したものである。

しかし、一八四六年（道光二十六年、弘化三）に入ると事態は再び緊迫する。前述のように、四月三十日イギリス船スタリーング号が来航してベッテルハイム一家を残置したのに続いて、予告通りフランスの「大総兵船」即ちセシーユ提督率いるフランス艦隊が来航して運天港で条約締結を迫るといふ事態が、五月から七月にかけて展開したからである。こ

の情報に接した薩摩藩主の斉興は、四六年七月十八日（弘化三年閏五月二十五日）再び家老の調所を幕府老中阿部のもとへ派遣して内談せしめた<sup>⑤</sup>。その際、調所から「琉球国兼而之事情、且一昨年ヨリ仏郎西船渡來、三ヶ條之難題申掛候趣、又当四月ヨリ五月ニ至リ、大総兵船都合三艘渡來、旁之成行」を詳細に説明したのに対して、阿部は「誠ニ不容易御難題御到來」と受け止め、「右者琉球而已ニ限り候事ニテモ無之」日本全国に関わる問題との認識を示し、調所の説明・提案に「一々御尤」と了解を与えたという。

阿部との内談における調所の説明・提案は、ほぼ『琉球秘策』の方針に即しているけれども、ここで注目しておきたいことは、第一に琉球の現状が次のように認識されていることである。

「琉球之儀ハ南海之孤島、（中略）格別ノ品モ無之、殊ニ文国ニテ武器之備ハ全ク無之、往古ヨリ和漢通商ヲ以テ立行來候国柄、抑、嘉吉年間ヨリ領分ニ被下置難有、今以テ領地之事ニ御座候。然共、中山王代替ニハ、清国ヨリ封王使者差渡、封爵ヲ請ケ、朝貢致シ來候国ニ御座候得者、國許〔薩摩〕ヨリ差渡置候在番奉行、其外役々、清国之者共へ面ヲ合候事ハ、遠慮致シ候往古ヨリノ仕來ニ御座候。乍然内実ハ、清国ハ索ヨリ、英吉利国・仏郎西国其外外国之者共、琉球ハ日本へ致通商候儀、相聞得候ニ付、仏郎西ヨリ三ヶ條之難題申掛候儀歎ト被察申候」<sup>⑥</sup>。

つまり、琉球が表面上は清国の属国であっても内実は薩摩藩支配下にあることは、清国をはじめ西洋各国にも周知の事実で、フランスもこの事実を承知の上で、三ヶ條（和好・通商・布教）を要求しているというわけである。

かくて、第二に注目すべき点は、フランス人への対応を誤った場合の「国難」を次のように強調していることである。——「右三ヶ條之儀、國禁之趣ヲ以テ強テ相断候者、若シ清国等へ引合、彼国ヨリ琉球ト交

易之儀、免許之儀共取企、自假之儀共取計候時ハ、其假ニハ難捨置、何レ事ヲ破候外ハ無御座、然ル時ハ勝敗之有無ニ不拘、琉球国ヨリ事起リ、日本之御邪魔トモ致到来候」<sup>50</sup>。

つまり、要求が拒絶されればフランスは清国と交渉し琉球貿易の許可を得て勝手に振る舞うはずで、その際には日本としても放置できず、対仏戦争へ発展する可能性があるという論理である。

第三に注目すべき点は、フランス人の要求を断りきれない場合の措置について次のように要請していることである。——「唐・阿蘭陀外、外国通商之儀、堅御禁制之段者、深承知仕罷在候得共、右様難題申掛候ニ付テハ、是迄之通理解而已ニテ申断候テモ、迎モ承引仕候儀ニテハ有之間敷、依テ交易之道ニテモ少々究候様御座候ハ、琉球ハ外藩之儀ニモ御座候間、琉球限リノ取組ニイタシ、地方ヘハ右船々渡来不致様為仕度、乍然、未タ応対モ不仕事ニ候得者、何分之儀ニ可有之哉、難計候得共、精々中山王初、摂政・三司官共無事平穩之取計仕候様、早々申越候様仕度」云々<sup>51</sup>。

つまり、鎮国制のもとで外国貿易が禁止されていることは深く承知しているけれども、従来通りの対応ではフランス人が承知するはずはなく、幸い琉球は「外藩」として位置づけられているので、琉球に限定して貿易を許して頂きたいというわけである。

嗣所が強調した以上の諸論点の外に、薩摩藩世子の斉彬もまた幕府への諸願書において「西洋人共利害を説示し、琉人共之人気致一変候儀共有之候而は、一大事之訳ニ候間、近年旧規等ニ不拘、何事も丁寧ニ取計、偏ニ恩義を以異心を不差起方ニ懐ケ置申候」<sup>52</sup>と強調していたことは前述の通りである。

薩摩藩当局の説明・要請は幕府側を動かすだけの説得力を持っていた。薩摩藩当局の要請について、老中の阿部から諮問された林大学頭・筒井

紀伊守は「此度仏国ヨリ追々難題申立候内、一ヶ條ニテモ承引於無之者、迎モ致帛帆間敷、(中略)就テハ琉球国之儀ハ、兼テ唐国通融御免被仰付置候上之儀ニ候得者、右へ被準、琉球国手限ヲ以、仏国ト通商取組相成候邊、御差支者有之間敷候」と答申して琉球とフランスの貿易を容認し、三奉行のなかには琉球貿易は長崎貿易の支障となるとして反対する意見もあつたものの、「萬一琉球国ト仏国及戦争候時者、現在御国体ニモ相拘」ることを考慮して、老中阿部は「琉球国手限、仏国ト商法御取組被成候而モ宜」しいとの結論を同年七月二七日付で薩摩藩邸へ伝えている<sup>53</sup>。

要するに、薩摩藩と江戸幕府は、協議の結果、この際、琉球を明確に幕藩制国家の域外に位置づけ、修好・貿易の二件を黙認して万一の患害を琉球のみに局限し、幕藩制国家の「鎮国」<sup>54</sup>海禁の祖法に影響を及ぼさないようにするという方針で一致し、江戸幕府は薩摩藩に「琉球の処分」を全面的に委任したのである<sup>55</sup>。かくて、琉球は切り捨て可能な「異国」として位置づけられ、幕藩制国家の危機回避装置<sup>56</sup>安全弁として再定義されることになったわけである。

もっとも、江戸幕府の止むを得ざる消極的「開国」方針とは別に、薩摩藩は藩財政立て直し的手段として琉球貿易を積極的に位置づけ、幕府の内諾を得た直後から隠密裏に行動を開始する。一八四六年十一月十三日、薩摩藩当局は新任在番奉行の倉山作太夫と御使番の新納四郎右衛門に内命を含めて琉球へ派遣した。十一月十六日那覇へ到着した倉山らは、十一月二十一日琉球の当局者を在番奉行所へ招き、フランスが通商を強要した場合には「通商之一條」は許可するようにとの幕府・薩摩当局の指示を伝えるとともに、具体的な通商手続きや貿易構想についても、「運天辺江出島有之由候付、右ニ客殿を仕立、且商売本手は御元元より小判金老萬兩貳萬兩程も被成下、此上猶和産之反布類御差下、仏人持

渡之品ニ交易可被仰付、彌其通相調候ハ、当時唐物十六種之内、御免無御座五種之品々も、右ニ相込御差登相成、第一琉球国益相成、御國元ニも御益筋不少」と指示・勅告した<sup>26)</sup>。

運天港を貿易港に指定し、薩摩藩の資金を投入して禁制品をも含む大々的な対仏貿易を展開すれば、琉球国にとつても薩摩藩にとつても利益になるというわけである。五代秀暁の『琉球秘策』においては、八重山・宮古か運天港での貿易が想定されながらも、具体的な構想としては展開されず、「秘奥の策」と表現するに止まっていたけれども、幕府の貿易容認<sup>27)</sup>琉球開国の内諾を得るや、薩摩藩は直ちに全面的な対仏貿易構想を展開し始めたといえるであろう。

琉球側は薩摩藩の開港・貿易構想に反対し、フランスの要求を断る努力が成功しない場合でも、交易はできるだけ小規模にとどめ、交易品も琉球産に限ることを主張して抵抗した。その際、琉球側は開港・貿易による琉球内部の窮乏加速化、薩琉関係の露頭による「進貢之故障」を論拠に挙げ、清国との宗属関係を梃子として薩摩側の要求を拒否していることに注目すべきであろう<sup>28)</sup>。フランスの貿易要求に対しても、琉球側は開国・貿易には宗主国<sup>29)</sup>清国の許可が必要であることを、拒否回答の一つの理由に挙げている<sup>30)</sup>。

琉球側の消極的姿勢にもかかわらず、薩摩側は千載一遇の機会として琉球貿易の展開を模索し続けた。薩摩滞在中の調所は一八四七年五月一日、琉球側の金武親方と田幸筑登之親雲上を自宅へ招き、外国人への対応措置は平穩を主とし、已むを得ない場合は貿易を開始するようにと通告するとともに、具体的には「広東辺江琉球之産物持渡、彼所ニ而致交易候方ニ可頼入旨」指示した<sup>31)</sup>。しかし、既成の国際秩序を無視した調所の強引な要求に直面して、琉球側は当惑し、遠廻しに断らざるを得なかったのも当然であろう。調所の構想は琉球の抵抗と自らの死去に

よって一旦挫折するけれども、周知のように、一八五〇年代以降も藩主斉彬によってさらに大規模に追求されるに至り、琉球もその渦中に引きずり込まれて翻弄されることとなる<sup>32)</sup>。

### III 琉球問題をめぐる清国の対仏英交渉

#### 一 琉球の救援要請と清国の対仏英交渉

アヘン戦争以前には、琉球当局は都合の悪い対外情報をできるだけ隠蔽し、清国や薩摩藩へ報告しない方針を採っていた。アヘン戦争の最中にも、福建の道台から福州琉球館の存留通事へ「英米仏ノ三國、日本往來ノ辞ヲ謀ランカ為メ、琉球ヲ根拠ノ地トセンノ意アル」旨の密告があったけれども「若シ之ヲ告ルトキハ（薩摩藩より）守衛ノ兵ヲ出シテ事ノ繁縷」になることを嫌い、「琉吏ハ秘シテ藩廳へ告ケ」ず、後に薩摩藩の聞くとところとなったこと、また一八四四年にフランス船が来航した際の要求事項についても琉球側で取捨して報告したこと、かくて「如此、琉吏隠蔽スルノ事情渺カラサルカ故、藩吏〔薩摩藩官吏〕ヲ琉人ニ擬奏セシメ、親シク応接ノ場ニ臨席セシムルニ至レリ」という<sup>33)</sup>。

アヘン戦争以後、異国船の琉球来航が頻繁となり、英仏人らが「和好・交易・布教」を要求するようになる<sup>34)</sup>、琉球当局も独自の外交で処理することができず、薩摩藩の意向を受けて清国へも報告せざるを得なくなる。かくて、道光・咸豊期即ち一八四〇～五〇年代には、琉球・清国間の外交関係は従来の冊封進貢体制の枠内に止まることができず、琉球の対外的危機<sup>35)</sup>琉球問題を中心に新たな局面に入ることとなる。この間の外交関係の推移を、外交文書の収発経路（琉球→福建→北京→広東→福建→琉球）によって示せば以下の通りである（表二）。

## アヘン戦争後の琉球問題をめぐる外交文書往来一覧（表二）

琉球国〔国王・使臣〕	福建〔布政司・督撫〕	北京〔皇帝・礼部〕	広東〔督撫・英仏〕
① 1844, 9, 15 (道24, 8, 4) 発送国王咨文 【仏艦アルクメーヌ号の来航、フォルカード残置の件等報告】	① 1844, 12, 22 (道24, 1, 1, 3) 劉領珂奏 ② 1844, 12, 25 (道24, 1, 1, 6) 劉領珂奏	① 1844, 12, 22 (道24, 1, 1, 3) 付上諭(一) ② 1844, 12, 22 (道24, 1, 1, 3) 付上諭(二) ③ 1845, 2, 16 (道25, 1, 10) 付上諭(一) ④ 1845, 2, 16 (道25, 1, 10) 付上諭(二)	① 1845, 2, 16 (道25, 1, 10) 耆英奏
② 1845, 9, 5 (道25, 8, 4) 発送国王咨覆 ③ 1845, 9, 5 (道25, 8, 4) 発送国王咨【フォルカード逗留、サマラン号探査の件】	③ 1845, 5, 30 (道25, 4, 25) 発布政司咨覆【付上諭・耆英咨】 ④ 1845, 10, 15 (道25, 9, 4) 付布政司咨【付広東来咨、対仏交渉経過伝達】 ⑤ 1845, 12, 3 (道25, 11, 5) 付布政司咨【仏使ラグルネの回答伝達】 ⑥ 1845, 12, 30 (道25, 1, 2, 2) 劉領珂奏【仏使の咨転送、琉球の仏夷撤回要請伝達】	⑤ 1845, 7, 8 (道25, 6, 4) 付上諭 ⑥ 1845, 7, 8 (道25, 6, 4) 付上諭 ⑦ 1845, 9, 20 (道25, 8, 19) 上諭	② 1845, 7, 8 (道25, 6, 4) 耆英等奏 ③ 1845, 7, 8 (道25, 6, 4) 耆英等片奏【道25, 12, 2劉領珂片奏と同内容】
④ 1846, 10, 3 (道26, 8, 3) 発送国王咨文 【英艦の来航、ペッテ		⑧ 1846, 12, 30 (道25, 1, 2, 2) 上諭	

<p>ルハイムの残置、仏艦隊来航、セシーユの条約締結要求】</p> <p>⑥ 1846, 10, 21 (道26, 9, 2) 発送国王咨文【英国船三隻到来、国王対面強要、伯徳令带回拒否等報告】</p>	<p>⑦ 1847, 1, 5 (道26, 11, 19) 劉韻珂奏【付琉球密咨二件③④】</p>	<p>⑧ 1847, 1, 5 (道26, 11, 19) 付上諭</p> <p>⑨ 1847, 2, 5 (道26, 12, 20) 付上諭</p>	<p>④ 1847, 2, 5 (道26, 1, 20) 書英奏</p>
	<p>③ 1847, 2, 10 (道26, 12, 25) 劉韻珂奏【典拠：補遺】</p>	<p>⑩ 1847, 2, 10 (道26, 12, 25) 付上諭</p> <p>礼部咨 (→琉球)</p>	<p>⑤ 1847, 2, 21 (道27, 1, 7) 書英奏【デ一ビスの回答】</p>
<p>⑧ 1847, 9, 12 (道27, 8, 4) 発国王咨覆【対仏交渉経過報告受領の件】</p>	<p>② 1847, 3, 11 (道27, 1, 25) 発布政司咨【琉球密咨の件】</p>	<p>③ 1847, 3, 26 (道27, 2, 10) 硃批</p>	<p>⑥ 1847, 3, 26 (道27, 2, 10) 書英奏</p>
<p>⑦ 1848, 11, 14 (道28, 10, 19) 着世子尚泰咨【典拠：劉韻珂奏、ア下ネ病故、伯多祿撤回報告、伯徳令撤回要請】</p>	<p>④ 1847, 5, 12 (道27, 3, 28) 発布政司咨覆【密咨二件受領報告】</p>	<p>⑪ 1849, 1, 9 (道28, 12, 15) 劉韻珂奏【伯多祿撤回報告】</p>	<p>⑦ 1848, 12, 7 (道28, 11, 12) 收到韻珂咨文</p>
	<p>⑤ 1849, 4, 25 (道29, 4,</p>		<p>⑧ 1849, 4, 9 (道29, 3, 17) 徐廣福等奏</p>

	3) 取「徐廣縉咨」		【付文翰覆称】
<p>④ 1849, 12, 20 (道29, 1, 7) 「世子尚泰密咨」【典拠；劉韻珂奏、英米船来航、伯德令撤回交渉難航の件報告】</p>	<p>④ 1849, 12, 20 (道29, 1, 7) 劉韻珂奏 (付世子尚泰密咨)</p>	<p>④ 1849, 12, 20 (道29, 1, 7) 上諭</p>	
<p>④ 1850, 11, 18 (道30, 10, 15) 「世子尚泰咨文」【典拠；徐繼畲奏、英国政府の通商要求書簡、英米船来航と伯德令の件】</p>	<p>④ 1851, 1, 9 (道30, 12, 8) 徐繼畲奏 (付尚泰咨文、パーマストン書簡)</p>	<p>④ 1851, 1, 9 (道30, 12, 8) 発上諭【徐廣縉へ再交渉指令】</p>	<p>④ 1850, 1, 30 (道29, 12, 18) 徐廣縉奏</p> <p>④ 1850, 3, 6 (道30, 1, 23) 徐廣縉奏【文翰ボナムの伯德令退去要請拒否回答伝達】</p>
<p>④ 1851, 2, 26 (咸1, 1, 25) 「琉球使臣稟」【典拠；礼部奏、伯德令・英国船の動向報告、撤回交渉要請】</p>		<p>④ 1851, 2, 26 (咸1, 1, 25) 礼部奏 (付琉球使臣稟)</p> <p>④ 1851, 2, 25 (咸1, 1, 25) 上諭 (一礼部、一徐廣縉)</p>	<p>④ 1851, 3, 30 (咸1, 2, 28) 徐廣縉奏【伯德令の琉球逗留背景に内奸あり】</p> <p>④ 1851, 4, 29 (咸1, 3, 28) 徐廣縉奏【</p>
		<p>④ 1851, 3, 30 (咸1, 2, 28) 上諭【隨時情形體察せよ】</p> <p>④ 1851, 4, 29 (咸1, 3, 28) 硃批【知道了】</p>	

			文翰への照会無益 有書論]
	⑮ 1852, 6, 24 (成 2, 5, 7) 「徐廣緒・葉名琛 咨覆」收【文翰帰国 、包令接受、伯德令 管理権なし】		⑫ 1852, 5, 7 (成 2, 5, 7) 徐廣緒・葉名琛 咨覆 (→閩浙督 撫)
⑬ 1853, 1, 17 (成 2, 12, 9) 「世子尚泰咨」 【伯德令をめぐる英国 側の動向報告と退去 交渉要請】	⑯ 1853, 1, 17 (成 2, 12, 9) 季芝昌・王懿德奏 (付世子尚泰咨文)	⑰ 1853, 1, 17 (成 2, 12, 9) 上諭	
		○ 1853, 7, 11 (成 3, 6, 6 ) 殊批	⑭ 1853, 7, 11 (成 3, 6 , 6) 葉名琛奏【琉 球所属に関する文 翰ボナムの見解報 告】
⑱ 1854, 5, 17 (成 4, 4, 2 1) 「世子尚泰咨」 【典拠；王懿德奏】	⑲ 1854, 5, 17 (成 4, 4, 2 1) 王懿德奏 (付世 子尚泰咨)	⑳ 1854, 5, 17 (成 4, 4, 2 1) 上諭	
㉑ 1855, 2, 12 (成 4, 12, 26) 「世子尚泰咨」 【典拠；王懿德奏、ヘ リ一艦隊の動向】	㉒ 1855, 2, 12 (成 4, 12, 26) 王懿德等奏 (付 世子尚泰咨)	㉓ 1855, 2, 12 (成 4, 12, 26) 殊批【知道了】	
㉔ 1855, 9, 14 (成 5, 8, 4) 「世子尚泰咨」 【仏宣教師三名逗留の 件】	㉕ 1855, 9, 14 (成 5, 8, 4) 王懿德等奏 (付 世子尚泰咨)	㉖ 1855, 9, 14 (成 5, 8, 4) 殊批	
㉗ 1857, 2, 2 (成 7, 1, 8) 「世子尚泰咨」 【グランの条約交渉】	㉘ 1857, 2, 2 (成 7, 1, 8) 王懿德等奏 (付 世子尚泰咨)	㉙ 1857, 2, 2 (成 7, 1, 8) 殊批	

典拠：『歴代宝案』別集・仏英情状（台湾大学本15冊）。『籌弁夷務始末』（台聯国風社出版）道光朝（一～二）、咸豊朝（三～四）。『籌弁夷務始末補遺』（中央研究院近代史研究所）。『四国新稿』英国稿（上・下）、法国稿（中央研究院近代史研究所）等。

以上の外交文書往来一覽表を踏まえ、この間の琉球側の報告・要請の意圖を検討するとともに、清国当局（福建・北京・広東）の動向をフォローしつつ、若干の注目すべき論点を提示しておきたい。

フランス船アルクメース号来航の後、国王尚育は一八四四年九月十五日（道光二十四年八月四日）付の福建布政使司あての咨文において、「窃かに査するに、該仏国人等は故なくして境に入り、初めは好を結び貿易せんと欲するも、次いで格外に保護するを求め、後に天主教を伝ふるを要む。稱する所の言詞反覆して常なく、測度すべからず。日後に至つて、若し大総兵、国に到るあれば如何に騷擾するやを知らず。現今、官に申飭するの後、心を尽くして籌画せしめ、務めて大総兵の国に到るを俟ちて、之を待つに禮を以てし、之に告ぐるに義を以てし、其をして騷擾するを致さず、彼の武人を率いて一同に帰国せしめんとす」と報告しているけれども、この時点ではまだ清国へ救援を要請しているわけではなく、独自の外交交渉で対応するつもりであったことに留意すべきであろう。

前述のように、琉球当局が清国へ報告したのも、主体的な判断に基づいていたわけではなく、薩摩藩の意向を受けていたからである。琉球当局も薩摩藩も一方で清国がフランスに命じて「和好・交易・布教」の要求を撤回させることを期待しながらも、他方では清仏兩國が琉球の頭越しに交渉して、清国がフランスの要求を認めるような事態になることを最も恐れていたことから、この時点で琉球当局は清国への報告には必ずしも積極的ではなく、清仏の直接交渉を回避するために主体的にフランス人と交渉して問題解決に当たるつもりであったと見るべきであろう。

琉球国王の前掲咨文の内容は、福建督撫の上奏によって一八四四年十二月二十二日北京へ報告されたが、福建督撫の劉韻珂・劉鴻翱は上奏文

のなかで、

①「臣等、伏して査するに、琉球は天朝の屬国と為りて臣を稱し貢を奉じ、最も恭順たり。此の次の仏蘭西の兵船突かにその境に入り、和を通じ教を伝ふるを以て詞と為す。該国王は素々中國の丕冒の恩を受くるを以て、再三辭却すれば、更にその終始臣節を恪守するを見る。我が皇上止り華夷の共主たりて、該国王は既に此の事の原委を將て、備さに藩司に咨し、転詳せられんことを懇請すれば、自ずから之を論ぜず議せざるに置くを容さず」と指摘して、琉球側の「恭順」と「臣節を恪守する」忠誠心を称えつつ、琉球側の報告に対応する必要性を強調し、

②フランス船の艦長「夥爾烈路侯朗」（デュブラン）が琉球は「中國と隣近するに因り、前來して和を求む」と称したり、「執事夥爾加助」が琉球を「格外に保護し並びに天主教を伝ふるを求む」とか「既に英國は該国「琉球」を將て吞滅せんと欲す」とか「復た仏国は先に該国を將て吞滅せんと欲す」などと称しているのは、「皆恫喝の虚詞」であつて、「その意は専ら天主教を伝授するに在る」と洞察し、

③現在、福建省には他国の船隻がなく「察辦」する方法がないけれども、「該国（フランス）の使臣刺瑪尼（ラグルネ）は現在粵省に在りて、欽差大臣阿広総督臣耆英と通商の事宜を籌議すれば、一詢して即ちに明らかにし難きことなし。合さに仰いで皇上の天恩を懇い、勅もて該大臣に下し、近きに就きて先に刺瑪尼に向かいて查詢し、以て虚実を辨ぜしむべし」と指摘して、広東の阿広総督に勅諭を下してフランスの使臣と交渉せしめるよう要請している。

劉韻珂らの上奏文を受け取った道光帝は、一八四四年十二月二十二日（道光二十四年十一月三日）付で二通の上諭を下した。第一の上諭では「該国王は臣節を恪守し、此の事の原因を將て詳晰に查明したれば、夷

に嘉尚するに堪う」<sup>②</sup>と琉球国王の忠誠を称賛しつつ、フランス艦船の件については目下広東の香英に命じて調査中の旨琉球国王へ咨覆せよと指示し、第二の上諭では、広東における清仏の条約交渉の場でラグルネが「中国所属の琉球等の國に扼守するを准予すればまた裨益あらん」と語った旨の香英の報告と、福建の劉韻珂らの上奏文を引用しつつ、清仏黄埔条約を締結した以上、フランスは「天朝の属國に至りて別に事端を生ずべからず」との立場から、「香英に著して密かに察訪を加え、法を設けて勸導せしめ、務めて該夷使をして成約に恪遵して彼此相い安んじせしめよ」と命じている<sup>③</sup>。道光帝は清仏黄埔条約によってフランス人の琉球に対する要求を阻止できると考えていたことに留意すべきであらう。

一八四五年二月十六日(道光二十五年一月十日)に届いた香英の覆奏によれば、①フランス人は「本年(道光二十四年)七八月の間、先後して澳に来」たが「琉球へ赴くの船は即ちその内」の一隻であること、②八隻のフランス船の内七隻は「俱に已に漸次回国」し、現在は「路僕朗の一船のみ尖沙嘴の洋面に停泊」しているが、彼は「即ちに回国を行い、及び並えて男に兵船の琉球に前赴することあるなし」と言明していること、③「惟だ、強いて執事・通事の二人を留めるの一節は」、現在確實な証拠はなく、ラグルネとの交渉の際に私(香英)が「厳しく駁斥を加えた」ところ、ラグルネは返答に窮したことが報告されている。

以上の点を踏まえて、香英は「現在、路僕朗の兵船を探查するに、琉球より駛して粵省に回り、並えて復た往くなし。此の外また別に兵船の前去するなければ、その覬覦の心は已に息み、諒に再び事端を生ずるに至らざるに似たり。縦え天主教を伝習するを以て由と為し、強いて二人を留めて彼に在らしむるも、該國は既にその教を遵奉せざれば、また技として施す所なきに似たり」と極めて樂觀的な展望を示していることに

注目すべきであらう<sup>④</sup>。

香英の覆奏を受けて道光帝はまた一八四五年二月十六日(道光二十五年一月十日)付で上諭を下し、香英に対して、フランスの「執事・通事の二人」は「現在、尚お琉球に在りや否や、抑も已に本國へ回るや否や」を「務めて須く訪查的確ならしめ、実に掲げて覆奏せよ」と指示した<sup>⑤</sup>。道光帝の上諭は香英の福建当局あての咨文とともに、同年五月三十日(道光二十五年四月二十五日)付の福建布政使司の咨文によって琉球国王へ伝えられている<sup>⑥</sup>。

四五年二月十六日付の上諭に依えて、香英らはさらに同年七月八日(道光二十五年六月四日)着の上奏において、フランス船アルクメーヌ号は「去年十二月の間に於いて、駛して澳門に出」で、ついで「已に本國へ回」ったこと、「留むる所の執事・通事の二人は、是れ仍お琉球に在るや否や」について「仏夷加略利に向かいて詳かに詢訪」したけれども確かめることができないので、「容さに刺尊尼の粵に回るを俟ちて再び查明を行」うつもりであること等を上奏したが<sup>⑦</sup>、続いて同日着の「片奏」においては、ラグルネが清仏黄埔条約を締結した後「江蘇閩浙の各口に赴き、貿易の情形を查看せんと」しているとの情報を伝えるとともに、アルクメーヌ号は私(刺尊尼)が「未だ粵省に到る先に」、閩西耳「セシーユ」が「人を遣わして(琉球へ)前往せし」めたけれども、今や清仏黄埔条約を締結した後なので今回私が「通商の各口に前往するの便に於いて」、直ちにフォルカードら二人を「撤回」し、「以後断じて再び前往せしめ」ないようにする旨の琉球問題に関するラグルネの回答を報告しつつ、ラグルネやセシーユらの意図は琉球を「覬覦」することにあるけれども、清國側から「再三駁斥」された結果、彼らの陰謀は「始めて中止」されたと受けとめて対仏交渉の成果を誇示している<sup>⑧</sup>。道光帝もまた香英らの樂觀的な受け止め方を真に受けて、香英らが報告

したラグルネの回答を琉球国王へ伝達するようにと閩浙總督へ指示していることに注目すべきであろう<sup>(6)</sup>。

ところが、香英や道光帝の樂觀的な予測を裏切るかのように、事態は改善されることなく、さらに緊迫の度を加えるようになる。香英らの樂觀的な片奏から二ヶ月後、琉球国王は四十五年九月五日付の福建布政使司あて咨文二通を接貢船の使者に託し、フランス人宣教師フォルカードらの琉球逗留の事実に加えて、イギリス船サマラン号の琉球探査・測量の件をも報告したが<sup>(7)</sup>、接貢船の遭難事故により、四十五年九月五日付の咨文二通の底稿が届けられたのは一年以上も後のことであった。この間、イギリス船スターリング号の来航と伯徳令〔ベッテルハイム〕一家の逗留、フランス船クレオパートル号他三隻の来航とセシーユ提督の条約締結交渉、フランス人宣教師フォルカードらの退去と伯多禄〔ルチュルジュ〕らの逗留等、矢継ぎ早に重大な事態が展開したため、琉球側当局は四十六年（道光二十六年）の進貢使派遣に当たって、正使向元模・副使梁必達らの通常の進貢使節団の外に、正使毛增光・副使梁学孔らの請論使節団をも派遣した<sup>(8)</sup>。毛增光らは福州へ到着するや、前年の接貢船使者に託した咨文二通の底稿とともに、今回持参した国王の密咨二通をも提出している<sup>(9)</sup>。

かくて、四十六年十月三日（道光二十六年八月三日）付の密咨では、同年前半までの英仏兩國艦船の来航と条約交渉の件等が報告され、四十六年十月二十一日（道光二十六年九月二日）付の密咨では、同年十月十三日に来航したイギリス船三隻の来航と国王との面会要求の件などが報告されるに至る。密咨のなかで、事態を憂慮した琉球国王は「經に官吏に飭して確議せしむるも、尚お計の施すべき無く、正に寢食安んぜざるの際に在り。猶お、幸いにも父母孔はだ遽く、聖威に資るに非ざれば、則ち藩國無事を保し難し」<sup>(10)</sup>と強調し、もはや独自の外交では対応できな

いことを率直に認め、清国皇帝へ正式に救援を要請するに至ったのである。

琉球国王の密咨の内容は福建督撫の劉韻珂らによって北京へ報告されたが、一八四七年一月五日（道光二十六年十一月十九日）着の上奏文のなかで、劉韻珂らは広東における英仏との交渉にもかかわらず尚お事態が改善されていないことから、①「究竟、英法兩國は果たして該國〔琉球〕と好を結び通商せんと欲するや否や、抑も仍おその教を広く伝えんと欲するや、或いは竟に心懷測り回し」と英仏兩國の意図に疑念を表明しつつ、②「第だ念うに、琉球は外洋の諸國の中に於いて、天朝に臣服すること最も恭順たり。且つ該國は本より蕪爾たる荒島、著明の貧瘠に属す。その國中の衣食の需むる所は、率ね皆資を他國に仰ぐ。該國王の稱する所の、英法各國と好を結び通商する能わざるは、特に臣節を恪守するのみならず、兼ねて実在の情形に係る」と指摘して、琉球の救援要請の背景には「恭順」とか「臣節の恪守」という伝統的秩序意識だけでなく、「荒島」「貧瘠」という琉球の現実があることを洞察し、③「乃に仏英兩國、兵船連年駛往し、併せて各々國人を指使して琉球に僑寓し逗留して去らざらしめ、該國王をして驚疑危懼せしめ、呼籲頻仍ならしむ。臣等また何ぞ敢えて上聞を壅ぎ、我が皇上の外藩を優恤し遠人を懐柔するの至意に負かんや」と、繰り返し上奏せざるを得ない事情を強調し、④「惟だ現に閩省に在りては並えて仏國の人船なし。英國は領事の省垣に寄寓するありと雖も該領事は止だ福州貿易を管するのみにして、別事はその司る所には非らず。此の時、臣等は即ち該領事に向かいて法を設けて勸導するも、該領事はまた必ず事は専主に非ざるを以て婉言推卸し、事に於いて仍お済くなきに属す。自ずから応さに仍お両広督臣に咨し、英仏兩國に向かいて法を設けて勸諭し、琉球をして驚擾を免るるを得せしめて以て体恤を示すべし」と提案して、広東における英仏兩國

の使臣とのさらなる交渉を期待している。

劉韻珂らの上奏によって事態が改善されていないことを知った道光帝は、同日付の上諭において、「琉球は天朝に臣服して最も恭順なり。且つ素より貧瘠を称す。英仏二国は之と好を結び通商するに値せず。況や該二国は既に天朝と和好したれば、即ち応に我が属国を擾がすべからず。善英等に著して此の旨を接奉すれば、即ちに英仏の各酋に向かい曲さに勸導を加え、曉すに成約の違うべからざるを以てし、論するに小利の取るべきなきを以てし、務めて各將の兵船及び僑寓人等をして教を悉して撤去せしめ、以て驚疑を免れて定約に符さしめよ」と指示しているけれども、二年前の一八四四年（道光二十四年）十二月の上諭の趣旨と同様であって、道光帝はこの時点でもなお、英仏兩國は清国と条約を締結した以上、清国の属国に介入することはできないはずだという立場を表明していることに注目すべきであろう。

劉韻珂らの上奏から一ヶ月後、広東の善英も英仏兩國の公使との交渉経過を北京へ報告した。一八四七年二月五日（道光二十六年十二月二十日）着の上奏文において、善英は①フランス公使ラケルネの帰国、セシーユの広東出発により、文書を「粵に在るの仏蘭西の夷目に交給し、該兵頭の謝西耳に転給せしめ、論して伯多祿等を得て即ちに撤回するを行わしめ」たこと、②「英酋の德庇時（デービス）に照会し、また留まる所の伯徳令を得て撤回せしめ、並びに再び兵船をして琉球の洋面へ駛往せしめて驚擾を激すを致さしむること勿からしめ」たこと、③「閩浙督臣に咨覆して藩司に転飭し、密に琉球使臣に飭して英仏兩夷の留まる所の人を得て、妥よく安頓防範を為し、国人を約束し、與に交接せしむる勿く、各夷をして希冀すべきなからしめ、事端を生ずるを免れしめ」、英仏側の回答を「俟ちて再び機を相て辦理する」つもりであると報告している。広東における英仏兩國公使との交渉に限界を感じ始めた善英

は、琉球当局に対して琉球国民の「英仏兩夷」との「交接」を取締ることを要求するに至ったのである。

前掲四七年二月五日（道光二十六年十二月二十日）着の善英の上奏に對して、道光帝は英仏公使からの回答を「俟ちて一面機を相て辦理し、一面即ちに駅より迅速に覆奏を行え」と指示しているだけである。五日後の同年二月十日（道光二十六年十二月二十五日）着の閩浙總督劉韻珂の上奏に對する同日付の上諭でも、道光帝は来京の琉球の進貢使が礼部へ提出した「稟帖」の中で「仏・英二国は人を留めて彼（琉球）に在りて種々滋擾し、該國王は疑慮に勝えざれば力めて代奏せんことを求む」と要請していることに言及しつつ、一方では「琉球は天朝に臣服し、最も恭順を称す。既に疊次懇請するに抛り、若し之が為に驚擾するを弭止せしめざれば、殊に外藩を無馭するの意を失う」と琉球の要請に應える必要性を認めるとともに、他方では「仏・英各々執事人等をして該國に逗留せしむるは、また何をか為さんと意欲するやを知らず。此の事は既に未だ仏・英に勸諭を頒ち、それをして僑寓人等を撤回せしむるに便ならず。また兵を遣わし前往して之と理論するに値せず」と指摘して、英仏兩國公使に直接勸諭を下して「撤回」させることも、兵船を派遣して軍事的威嚇を加えることも退け、「惟だ該督に在りて此の意を仰体し、復た仏・英の各国に向かいて反覆曉諭し、成約既に違うべからず、小利もまた取るべきなきを知らしめ、務めて各々をして逗留人等を得て教を悉して撤回せしめ、以て外侮を弭して藩封を恤れむべし」と指示しているだけである。

指示を受けた善英らは同年二月二十一日（道光二十七年一月七日）着の上奏において、英仏公使の動向、イギリス公使の回答とその琉球認識等について報告するとともに、自らの琉球認識を表明しつつ、次のような対応策を提言している。「臣等伏して査するに、琉球は海外の諸

國に於いて、最も貧瘠たり。断じて以て貿易すべきの地に非らず。利の食るべきなし。その各夷船の彼に到り、均しく優待を加うるに於いては、また端なくして露を構え、遽に惡陵を肆まますには至らざるべし。その地は四面外洋に濱臨すれば、各國の兵船風に乗じて駛往して暫時停泊すること、在所に免れずと雖も、若し必ず中國より概ね禁阻を行わんと欲すれば、恐らくはまた鞭長及ぶ莫からん。伯多禄等に至つては、意は伝教に在り。伯徳令は専ら医を行つが為めなり。人数既に少なし。但、一塵の地あれば即ち棲託すべし。該國は惟だ當さに示すに鎮静を以てし、土人を嚴禁して與に交通する勿からしめ、外は仮るに禮貌を以てし、内はその防閑を峻しくすべし。該夷等は技として施すべきなく、自ずから當さに靡然として返るべし。若し此の時亟かに驅逐を加うれば、恐らくは陽に奉じ陰に違いて徒らに弁論を煩わさん」と云。

要するに、貧瘠の琉球と貿易しても利益は上がらないけれども、西洋各國の兵船が風に乗じて来航することは免れないので、その都度琉球当局が「優待」すれば紛争の起こる危険性はなく、西洋人宣教師たちにしても少数の人数が「医術」や「伝教」に従事しているだけであるから、琉球人が彼らと「交通」することを嚴禁すればどうすることもできず立ち去るはずだ、というわけである。つまり、清國の威力で「禁阻」しようとしても「鞭長及ぶなし」で、琉球自らの智慧で問題を解決すべしと匙を投げていることに注目しなければならぬ。善英の上奏に対して、道光帝もまた同日付で上諭を下し、善英の状況判断を受け容れて「夷情は变幻して測り難ければ、或いはその日本に通ぜんとして琉球を借りて東渡の津梁と為さんと欲するやも、また未だ知るべからず」と推測しつつ、「現在、英會は既に詞を藉りて推宕すれば、著して仏會の覆文到るの日を俟ちて、如し果たして尚お膠執するなければ、再び徳會（デービス）に向かいて機を相て開導し、務めて転圓し易きことを期せ。該兩夷

の琉球に遣往するの人は、何の時に撤回するや、該督撫より即ち隨時に馳奏せよ」と指示するに止まっている。

一ヶ月後の四七年三月二十六日（道光二十七年二月十日）着の上奏文において、善英はまた琉球現地へ赴き条約交渉を試みたセシーユ提督からの「来文」を受け取ったこと、「来文」によれば、琉球は「貧瘠」で貿易できず「天朝の屬國に係れば、また別國と好を結ぶ能わず」と稱して条約締結を断つたこと、一年以内にフランス國皇帝の回答書を持参して来る予定のフランス國船で伯多禄ら二人を「載去」すると言明したことを報告し、さらに「仏英の事は同じく一律」であつて、フランスが「伯多禄等を得て、期を訂めて載せ帰る」ことを約束した以上、セシーユの「来文を援照して再び英會（デービス）に向かいて曉諭」すれば事態を「転圓」できるだろうとコメントしている。善英の二月二十一日着の上奏文に対して、道光帝はただ「機を相て妥よく之を為せ」との一句で殊批し、以後、同様の殊批を繰り返すだけで、具体的な指示を与えなくなる。

セシーユの「一年内」という約束は正確に守られたわけではないけれども、一年半を経過した四八年七月にフランス人宣教師の一人アドネ（亜魯德）が病没し、同僚のルチュルジュ（伯多禄）も同年八月には琉球を離れるに至る。アドネの病没、ルチュルジュの退去を報告する琉球國王世子尚泰の咨文が福建へ届いたのは、一八四八年十一月十四日（道光二十八年十月十九日）のことである。この間の経緯については、琉球世子尚泰の咨文は「仏蘭西・英吉利兩國の夷人逗留してより以来、之を待つに仁を以てし、之に接するに禮を以てするも、内、仏夷亞魯德一名は道光二十八年六月初一日に病故したれば、業經に地を抉びて營葬し、石を立てて表識す。旋いで七月二十八日に於いて、仏夷の船一隻到来するあり。詢いたるところ、仏蘭西夷會の坐船に係り、通船共に四百余名あり

り。随いで牛・鶏・菜・米等の件を送給し、伯多祿等を得て帶回せんことを求む。該夷酋即ち二十九日に於いて、伯多祿を得て黙然として接取し、開船して去る」と報告し、「此れ誠に皇上の徳威の被り所」、即ち清国の対仏交渉の結果と受けとめて「挙国の感激」を表明しつつも、「英夷の伯徳令に至っては、聽勅して仏船に附搭して帰去するを肯んぜず、その妻子併びに通事の劉友子と共に五名は旧に仍つて逗留し、屢々懸擾するを致し、未だ何の日に回去するやを知らず」と訴えて、引き続き対英交渉によるベッテルハイム（伯徳令）退去の実現を期待している。

琉球世子尚泰の四八年十一月十四日付の咨文は福建布政使の陳慶偕から閩浙總督の劉韻珂へ転送されたが、咨文を受け取った劉韻珂はフランス艦船の謝西耳（セシーユ）が「約束」を守ったことに満足し、「該夷先後に托詞すると雖も、止だ好を結びて通商するに係り、並えて別意なし。而してその恋々として捨てざるは、未だ必ずしも心に覬覦を存するに非ざるにはあらず。皇上の外藩を優恤し、一たび經に旨を降し、欽差大臣に勅交して明白に曉諭せしむるを蒙るに違ひ、該夷酋は即ち留住の夷人を將て並びに原約の年限に照らして前往して撤回すれば、仰いで声教の敷く所、豚魚も格すべきを見る」とコメントして、フランスの野心に一抹の疑念を抱きながらも「原約」を守つてフランス人宣教師を琉球から「撤回」したことを、皇帝の「声教」を背景とした対仏交渉の成果として受け止めつつ、「英夷の琉球に留住するの伯徳令及び帯びる所の眷口・通事人等に至っては、尚お未だ經に回国せずと雖も、但夷類の聲氣は相い通ず。仏酋既に留住の夷人を將て、旨に違ひて撤回したれば、英夷当さに独り異議を生じ、久しく住して逗留するを致さざるべし」と樂觀的な予測を示し、琉球世子尚泰の咨文を番英と交代したばかりの「欽差大臣兩広總督臣徐廣禧」へ送付して「英酋の文翰（ボナム）に向

かいて機を相て開導せしめ、催して伯徳令等をして迅速に撤去せしめ」ことにしたいと提案している。

かくて、清国の対仏交渉はひとまず「成果」を挙げたかのように見えるものの、ベッテルハイム（伯徳令）はなお居座り続け、種々のトラブルを引き起こしていたことから、琉球の清国当局への救援要請も執拗に繰り返され、清国の対英交渉は引き続き継続されることとなる。

## 二 清英交渉の継続と琉球所屬問題

イギリス人の伯徳令（ベッテルハイム）一家が琉球へ上陸したのは、セシーユ提督の率いるフランス艦隊が条約交渉のため琉球へ来航する直前、即ち一八四六年四月三十日のことであった。上陸以来、八年間におたつて逗留し続けた伯徳令一家は、同じく琉球逗留のフランス人宣教師たちとともに、琉球当局の頭痛の種となっただけではなく、清国の対英交渉の主要な対象ともなったこと、周知の通りである。

広東における対英交渉の最初の担当者たる欽差大臣兩広總督の耆英は、伯徳令一家の琉球逗留の件に関する上諭や閩浙總督の咨文を受けて、道光二十六年十二月以降、英国公使徳庇時（デービス）との交渉を開始した。

一八四七年二月二十一日（道光二十七年一月七日）着の上奏文において、耆英等は上諭や咨文を受けて以後、英仏公使に書簡を送り「留まる所の伯多祿等及び伯徳令を將て一併に撤回せしめ」ることを要請するとともに、逗留の仏英人を「妥よく安頓防範」するよう琉球へ要請した経緯を報告した後、次のようなデービスの回答を伝えている。——「醫生の伯徳令は琉球に前往し、広く療治を施さんと意欲すれば、未だ阻止するに便ならず。仏英兩國の兵船駛往するも、居民を優待せり。何の為に

輒ち疑懼を懐くや。如し攔阻するが若ければ、即ち視て仇敵と同じくして反つて不美と為すに係る」と。また交渉の場に於いてデービスは「琉球は日本に付近し、兵械も日本の為に奪去せらる。その地多くは日本の風國に係り、並へて天朝に専属するには非らず」と強調したという。つまり、デービスは伯徳令の逗留目的と琉球の所属についての見解を示したわけであるが、ここでは、とりわけ琉球が日本の風國であつて清國の専属ではないと主張していることに注目すべきであらう。

琉球の歴史と現実、即ち十七世紀初頭の薩摩軍の琉球進攻とその後の日本（薩摩藩）の琉球王国に対する実質的支配について、デービスがかなり正確に認識していたことは明白である。琉球の歴史と現実に対する正確な認識はデービスに限らず、この時期の西洋人にある程度共有されつつあつた認識であり、琉球現地で条約交渉を展開したフランスのセシーユ提督もその一例であつたことは前述の通りである。このような西洋人の琉球認識に対して、清國側はどのように反応したのであろうか。著英等がデービスの琉球認識に直接反論したのかどうかは明らかではない。しかし、前掲の上奏文において、著英等が「四面外洋に濱臨」する琉球の地理的位置に注目し、清國の力で外国船の琉球寄港を阻止することは不可能であるという認識を表明するに至つたのは、デービスをはじめ西洋人の琉球・日本認識を暗黙裏に受け容れた結果と見ることもできるであらう。

著英等は前掲上奏文の最後の部分で「臣等風聞するに、東洋の各国は、惟だ日本のみ素より富饒を称するも、西洋の諸夷は前往して貿易するを得ざれば、未だ垂涎するを免れず。上年秋の間、仏夷は即ち日本に赴かんとするの說あり。英米の二夷もまた頗る附和せんと思ふ。而して徳庇時〔デービス〕の此の次の回文はまた琉球の日本に付近するを以て同と為せば、該夷等は日本に通せんと欲して琉球を借りて東渡の津梁と為す

に似たり。その兵船の前往するも、意は水路の曲折を測量するに在り。その人を留めて彼に在らしむるは、因りて以て日本の虚実を偵探するなり。夷情は変化多端にして殊に懸揣し難しと雖も、伝聞は必ずや因なきには非らず。その意は殆ど別に注ぐ所あり」と指摘して、英仏米の各国の最終目標は日本にあつて琉球は「東渡の津梁」に過ぎないという認識を示しつつ、「現在、徳庇時は既に詞を藉りて推宕す。若し徒に該酋に向かいて駁弁すれば、恐らくは未だ必ずしも遽に折服し能わざらん。応さに仏酋の蘭西耳の覆文到るの日を俟つべきに似たり。如し果たして尚お膠執するも、再び徳庇時に向かいて機を相て開導すれば、或いはまた転圜するに易すからん」と予想し、英仏米の琉球認識を仮りて琉球問題の比重を測定しようと試みている。

道光帝もまた四七年二月十日（道光二十六年十二月二十五日）の上諭で「此の事既に未だ仏英に勅諭を頒給し、それをして僑寓人等を撤回せしむるに便ならず。また兵を遣わして前往せしめ、之と理論するに値せず。惟だ該酋に在りて此の意を仰体し、復た仏英の各酋に向かいて反覆曉諭」せよ」と指示していたことは前述の通りであるが、四七年二月二十一日（道光二十七年一月七日）の上諭でも「夷情は变幻して測り難ければ、或いはその日本に通せんとして琉球を借りて東渡の津梁と為さんと欲するやも、また未だ知るべからず。現在、英酋は既に詞を藉りて推宕すれば、著して仏酋の覆文到るの日を俟ちて、如し果たして尚お膠執するなければ、再び徳酋に向かいて機を相て開導し、務めて転圜し易きことを期せしめよ」と指示し、著英等の認識と対応をそのまま容認していることに注目すべきであらう。

前述のように、著英の上奏から一年半後に対仏交渉はひとまず「成果」をあげ、フランス人宣教師は退去したけれども、イギリス人宣教師の伯徳令はなお居座り続け、清國に対する琉球の救援要請も繰り返されたこ

とから、琉球問題をめぐる対英交渉は継続される。この間、欽差大臣両広総督は善英から徐廣楨へ交代し、英国公使も徳庇時「デービス」から文翰「ボナム」へ交代した。琉球・福建・広東・北京の間でも、なお外交文書の往来が続くことになる。

福建の劉韻珂から「咨会」を受け取った広東の徐廣楨は、早速、虎門に赴いて英會文翰「英國公使ボナム」と「接晤」し、「琉球國は地瘠せ民貧しく、向きに外國とは通商せず、伯徳令等は須く彼に在りて久しく住し、徒に驚擾を滋すべきこと母かるべし」と要求しつつ面と向かつて「開導を為す」とともに、文書で「照会」したところ、ボナムは「該國〔英國〕の船隻は現に琉球に在りて灣泊せず。言う所の琉球に住すること二年とは、断じて縁故なし。該船〔英國船〕已に是の島を離るるは、殊に定然に屬す」と回答して来たという。一八四九年四月九日（道光二十九年三月十七日）着の上奏文において、徐廣楨はボナムの前掲回答を報告した後、「是れ英夷の伯徳令等は自ずから已に琉球を離るるに屬す」などとコメントして事態は解決済みであるかのように見せかけている<sup>(8)</sup>。

ところが、同年秋の琉球進貢使はボナムの回答や徐廣楨のコメントを裏付ける情報をもたらすどころか、意外な情報を含む琉球世子の密咨を福建布政使へ提出した。琉球世子尚泰の今回の密咨によれば、①一八四九年二月十二日（道光二十九年一月二十日）那覇港に來航したアメリカ船二隻に「英人クラック等二名」が乗船し、久米島沖で座礁したイギリス船の救助を願ひ出てきたこと、②翌日、アメリカ船二隻は再び久米島へ到り、「火長二名・水手四名を將て」座礁のイギリス船に「留めて貨物を看守せしめ」、その他の乗船者はアメリカ船二隻に乗って帰ったこと、③同年三月七日、「英國の水師都司瑪迪遜の坐船一隻」が久米島へ到り、「火長等を接取し、並びに貨物を搬載して那覇の洋面に転到」したこと、④イギリス船の瑪迪遜船長に「伯徳令並びに眷屬人等」を連れ帰るよう

に要請したけれども承知せず、「惟だ通事の劉友于一名を」連れ帰ったこと、⑤同年三月十一日と同年五月二十二・二十三日に、「亞國船主折連・英國水師提督舍頓」の率いる船二隻が「先後して來」たので「復た經に官に飭して伯徳令等を接ととりて回國せんことを懇わしめ」たこと、⑥アメリカ船の「祈連」は「同國の人に非らずとし」て断つたが、イギリス船の「舍頓」もまた「他に行く」用件があるとの理由で断り、同年四月十三日及び同年五月二十七日に「開洋して回去」したこと等々の事実が報告されている。

以上の事実を踏まえつつ、琉球世子尚泰はさらに伯徳令（「ベッテルハム」）も退去要請を拒否し、「医を奉じて回國するは己より主意するを得ず、既に差を奉じて此に到れば、官論を奉ずるに非ざれば回去するに便ならず」と主張していることに注意を喚起し、「今計るに、その逗留は經に四年の久しきを歴て、屢々騷擾するを致し、憂慮至つて深し。未だ何の日にか以て安謐を得るやを知らず」と強調して「查辦」を要請している<sup>(9)</sup>。

琉球世子尚泰の今回の密咨も福建布政使の陳慶偕から総督の劉韻珂へ転送された。前回四八年十一月十四日の密咨から一年後に再度密咨を受け取った劉韻珂は、四九年十二月二十日（道光二十九年十一月七日）着の上奏文において、琉球世子尚泰の今回の密咨を引用した後、広東からの「咨会」にもとづいて、ボナムから徐廣楨へ「英船は琉球に在りて擱浅す。現に上海より調船し、前往して幫助す。該船若し石を除くを得ざれば、則ち水手を接回す」と照覆して来たことを報告するとともに、「英夷の伯徳令等は道光二十六年四月の間に琉球へ前往するに係る。計るに今已に四載を歴たり。惟だ該夷彼に到るの後、並へて別に事端を滋くせず。夷會文翰〔英國公使ボナム〕もまた撤回を允さざるの語なし」と指摘して、伯徳令が問題を起こしているという琉球側の訴えを間接的

に否定しながらも、ポナムの「照覆」には曖昧さが含まれているとし、「英船琉球に在りて擱淺するの一節は、之を琉球国王世子の来文に照するに、即ち本年正月の間に姑米山（久米島）に在りて擱淺するの船に係る。該船の貨物及び水手人等は既に経に該夷二月の間に於いて前往して接取したれば、何を以てか彼の時伯徳令等を得て一併に撤回せずして、僅かに通事劉友于一人をして附載して回国せしむるのみなるや。後に舍頓の兵船到来するに迄んで、また伯徳令を得て撤回せず。是れその意は逗留に在」りと見て対応策を検討し、「現在、伯徳令等は既に官論を奉ずるに非ざれば回去するに便ならずと称し」ているとのことであるが、「若し文翰の一言を得れば」、伯徳令は口実を設けて退去を断るわけにはいかないはずであるから、「臣等より徐廣縉へ咨会し、再び英會文翰へ向かいて機を相て開導せしめ、法を設けて論催し、伯徳令等を得て趕緊に撤回せしめ」ることにしたいと提案している。

道光帝は劉韻珂の上奏文を受け取ったその日に上諭を下し、「如し英會の文翰の一言を得れば、該夷断じて推託し難し」との劉韻珂の判断に同意しつつ、「徐廣縉に著して即ちに該督等の奏する所を査照し、再び文翰に向かいて機を相て開導し、法を設けて婉諭せしめ、伯徳令等を得て趕緊に撤回せしめ能わば、方めて以て藩封を恤れみて驚擾を免れしむるに足るべし」と指示し、徐廣縉に再度の対英交渉を命じた。

上諭及び福建の劉韻珂からの「咨会」に接して、広東の徐廣縉は早速イギリス公使のポナムへ照会したところ、ポナムは「伯徳令が琉球へ行ったのは自分の赴任する以前のことであるので、その詳細は知らない。通商の五口の事については対応できるけれども、琉球の若きは遠く海外に在るので、中国内地の五港口とは比すべきでない。どうして屢々照会して私独りの責任にするのか」と回答して来たことを報告し、イギリス公使としてのポナムの威令は琉球逗留の伯徳令にまでは及ばないことを示

唆していると受け止め、さらにまた「若し文翰の一言を得れば、該夷は断じて推託し難し」という劉韻珂の判断は、「特だ情形を懸擬して尚お未だ深く此の間の底蘊を悉らざるに係る」と批判し、「容さに随時に察看し、機を相て開導するを俟ちて再び奏聞を行うべし」と覆奏している。徐廣縉の覆奏は一八五〇年三月六日（道光三十年一月二十三日）に北京へ届いたが、同日付の上諭は「議に依りて妥辦せよ」と指示しているだけで、福建の劉韻珂の判断よりも広東の徐廣縉の立場を容認していることに留意しておきたい。

イギリス公使のポナムが伯徳令の退去要請を拒否した旨の徐廣縉の前掲上奏から八ヶ月後の五〇年十一月十八日（道光三十年十月十五日）、福建当局はまた琉球国王世子尚泰の咨文に接した。今回の尚泰の咨文によれば、①一八四九年十二月二十一日（道光二十九年十一月八日）に琉球へ来航したイギリス船の「兵頭の来雲」なる者が「総辦外務事宜宰相巴」〔「バーマストン」〕の書簡を届けて来たこと、②バーマストンは通商・和好を要求し、琉球に通商の意思があれば英国の「商民數名」を派遣して琉球地方へ行き、「寄居して貿易し、實主の利益をして多増せしむ」ることにしたいと要請していること、さらに③「伯徳令に至っては」、イギリス国民であって以前から「泰西國に在りて医道を習練した後、琉球へ来て「琉球の民庶をして精力壯盛ならし」めんとしている。伯徳令の「平安を保つ」ようにして頂きたいと申し入れて来たこと、④琉球側はいづれの要求項目をも拒否したので「来雲」のイギリス船は四九年十二月三十日に「開船し開去」したこと、⑤五〇年十月三日（道光三十年八月二十八日）またイギリス船一隻が来航し、船長の「克爾克刺孚」なる者が、「國命を奉じて琉球に到り、医師の伯徳令を訪問せんとす。琉官相い見えて会同せんことを請う」といい、また「伯徳令は応さに好生に照看し、怠慢するを得る母かるべし。倘し侮辱の事あれ

ば、日後兵火を免れず」と脅迫したこと、⑥琉球当局が婉曲に伯徳令一家を連れ帰るより要請したところ、船長の「克蘭克刺字」は伯徳令を「吾国の珍重する所」と称して「如し琉球の官民巧みに壓欺を用いて強いて境址を出さば、吾国の怡ばざる所なり。決して請う所に依順する能わず」と要請を拒絶したこと等々の事実が報告されている。

琉球世子尚泰からの以上のような報告と伯徳令退去交渉の要請に接して、福建当局はこれまでの経緯を検討し、伯徳令が「官論を奉ずるに非らざれば回去するに便ならず」と称していること、イギリス公使のボナムも「琉球は遠く海外に在」って自分の管轄内の「内地の五港」とは區別されるので、琉球の伯徳令を退去させる権限がないと照覆して来たことを考慮しつつ、「臣等査するに、前に各国の通商条約を定むるも、中国所屬の藩封は原より未だ讓及せず。該商の文翰は既に詞を設けて推宕すれば、即使え兩広督臣の徐廣縉より再び照会を行うも、またその必ず撤回するを肯んずるを保し難し」との判断を示している。つまり、英國側は清国内地と琉球を区別して琉球を清國の版図外の地とみなしており、英清条約では「中國所屬の藩封」についてはなんら言及されていないことを承認した上で、福建巡撫の徐繼畬は対英交渉を繰り返してもイギリス側を説得して伯徳令を「撤回」させることは困難だという判断を示したのである。しかし、他方で、徐繼畬はまた琉球の立場を配慮し、琉球の救援要請を取り上げないわけにはいかなかったので、広東の徐廣縉に「機を相て開導せしめ」ることを提言せざるを得なかった<sup>10)</sup>。

五〇年十一月十八日に福建当局へ提出された琉球國王世子尚泰の咨文は、福建巡撫の徐繼畬によって一八五一年一月九日（道光三十年十二月八日）北京へ届けられているが、同じ頃北京では進貢慶賀使の夏超群・毛有増らが礼部へ同趣旨の「稟」を提出し、礼部から威豊帝へ転送された<sup>11)</sup>。威豊帝は五一年二月二十五日（咸豊元年一月二十五日）付の上

諭で「琉球國は天朝に臣服し、最も恭順を稱す。況や該王世子は年幼くして初めて立ち属じて使臣をして京に到りて具稟せしむ。豈に之を不問に置く能わんや」と琉球への配慮を示しつつ「徐廣縉に著して仍お前旨に違ひ、再び文翰に向かいて機を相て開導し、論して迅かに伯徳令並びにその妻子人等を得て一律に撤回せしめ、以て驚擾を免れて藩封を恤れむべし」と指示している<sup>12)</sup>。

対英交渉の継続を指示する威豊帝の上諭を受けて広東当局は困惑した。兩広總督の徐廣縉は五一年三月三十日（咸豊元年二月二十八日）着の上奏文において、「切かに惟うに、伯徳令は一の医を行りの人に過ぎず。妻子の數口は琉球に僑寓するも、その中に何の詭計を作すや、原より懸揣し難し。若し該國の人、與に往来せざれば、勢い孤立を成し、自ずから當きに茫然として返るを思ふべし。今、已に居住して數年の久しきあり。頭らかに彼の処の内奸ありて之が為に勾引接濟し、已にその盤踞を遂ぐるを得せしめ、乃ち自ら反るを思わざるべし。而して惟だ中國に呼籲して文會に照会し、之を撤して境を出さしめんとするは、實に事體を曉らかにせざるに属す」と指摘して、伯徳令が數年の久しきにわたって琉球に逗留できるのは琉球内部に彼と「勾引接濟」する「内奸」がいるからにちがいないのに、琉球当局はそのことに気付かず、専ら清國へ救援を要請し続けていると琉球側の対応に不信感を表明している。

琉球側の咨文には「英國の外務事宜を總辦するの宰相の巴」〔バーマストン〕が「伯徳令は乃ち彼の國の珍重する所にして、如し強いて壓欺を用いて境を出さしむれば、決して依順する能わず」との書簡を送付してきたことが報告されているけれども、伯徳令の琉球逗留を要求するバーマストンの決意は固いので、清國駐在公使に過ぎないボナムに「喙を置く」余地はないこと、福建当局が「文翰は既に詞を設けて推宕すれば、即使え再び照会を行うも、またその必ず撤回するを肯んずるを保し難し」

と予見したのは要当な判断であることを強調した上で、徐廣縉は遂に對英再交渉の意義を次のように否定した。「夫れ馭夷の道は言あれば必ず能く行方を期して方めて國體を損するなしと爲す。若し明らかにその行方能わざるを知りて之に照会すれば、是れ悔を取るなり。且つ以後必ず行すべき事あるに遇い、それをして照辨せしむるに至れば、彼故意に刁難すべし。尤も慮るべきなり。機を探り務を度りて漸を杜し敬を防がざるを得ず。此れ未だ再び文會に照会を行方に便ならざるの實在の情形なり」と<sup>18)</sup>。

要するに、明らかに実行不可能であることを知りながら敢えて「照会」するのは、相手から「悔」を受け、「國體を損する」ことになるので、これ以上ボナムへ「照会」するのは有害無益であるというわけである。咸豐帝もまた同日付の上諭を下し、徐廣縉の「奏を覽て均しく悉れり。該督、仍お当さに隨時情形を體察し、意を加えて控取し、機を探り務を度るべし。原より詞説を多費するには在ざるなり」とコメントし、事実上徐廣縉の對英交渉有害無益論に同調するに至った<sup>19)</sup>。

しかし、一八五二年から翌五三年にかけて、琉球当局はベッテルハイム退去問題だけでなく、琉球列島南端の石垣島に「漂着」したロバート・ハウソンの中国人苦力の護送問題にも直面したことから、特別の請諭使節団を福建へ派遣し、兩件に関する要請咨文を提出させることにした。前者に関する琉球世子尚泰の咨文によれば、咸豐二年五月の間に接貢船が持ち帰った「英國の欽命專理外務宰相世襲侯爵克」(グラッドストン)の書簡には「琉球は伯德令を接待すること一に國人の如くし、岐視するを得ず。我が國の四境内は土客を論ずるなく、俱に随意に道を奉じ禮を行ひ、稍も軀耐なきを准す。亟に貴境内に耶穌教を崇び、土客を論ずるなく、一律に放行せしむるを請り。是れ深く望む所なり」と記載されていることが報告され、改めて伯德令退去についての對英交渉を要請す

る旨の請願が繰り返されている<sup>20)</sup>。

かくて、清國当局も改めて何らかの対応を迫られることになる。とりわけ福建当局は琉球の要請を受ける窓口の役割を果たしていたことから、要請があれば上奏せざるを得なかった。徐繼畲に代わって閩浙總督の任を引き継いだ李芝昌は福建巡撫の王懿徳との連名の上奏文において、「此の案(琉球問題)は先に道光二十六年十月、二十七年九月、二十八年十月、咸豐元年九月に於いて、琉球國王尚育及び該國王世子尚泰、四次備きに藩司に咨し」、その都度關係当局で処理されてきたことを確認しつつ、最近、一八五二年六月二十四日(咸豐二年五月二十四日)に受け取った広東当局の「咨覆」によって、イギリス公使のボナムが一時帰國し、広東領事の包令(ボーリング)が職務を代行していること、ボーリングもまた「公使は専ら五口の通商貿易の事宜を辨じ、その余の國中の事は干預する能わず。今、英夷の伯德令等は琉球に逗留すれば、応さに該國王自ら辦理を行ふの事に係り、伊は管理する能わず」と回答して来たことを報告している<sup>21)</sup>。イギリス側の対応はボナムにしてもボーリングにしても一貫して変わらなかったわけで、福建当局も従来通り広東当局が「該夷目の包令に向かいて機を相て開導」することを期待する外はなかった<sup>22)</sup>。

上諭や福建当局からの指示・要請を受けた広東の葉名琛は、ボーリングへ照会したが回答がなく、ボナムが香港へ帰っているとの情報を得て、咸豐三年の「正月下旬」に「照会」したところ、ボナムは「此の事(伯德令退去の件)は先に經に香總督曾て已に前の德公使(デービス)に照会す。此と大略相い同じ。後に徐總督の來咨を接とりたるに、また復た此を以て詞と爲す。並びに別に琉球國より本國へ咨行するに抛り、また均しく已に陸統として咨覆せり。現に來咨を准けたれば、仍お応さに前の如く照覆を爲すを請うべし。之を總るに、該國は中國の版圖の中に入

らず、而して且つ醫生は原より善を行うが為に起見す。是を以て彼の土に居住すれば、殊に本公使の勉強して撤回し回国せしむる能う所には非らず」と照覆し、また琉球国は英國と「彼此早に文移あり」と称したという<sup>(2)</sup>。イギリス公使のボナムは、再び琉球は清国の版図に入らないと首明し、管轄外の琉球に逗留する伯徳令に退去を強制する権限はないと強調したわけであるが、清国当局（広東当局）がこのようなボナムの琉球認識に所屬論を反駁した形跡はないことに注目すべきであろう。

結びに代えて

——日本「開国」前後の琉球所屬論争——

アヘン戦争を契機に清国を開国させて世界市場の一環に組み込むことに成功した欧米列強は、さらに日本の開国をも射程内に入れ、その実現のための前進基地として琉球王国に着目した。一八四〇年代から五〇年代前半に至る期間、即ち道光・咸豊期において、英仏米の艦船が相次いで琉球へ来航した目的は表面的には「和好・通商・布教」の実現、即ち琉球「開国」にあったけれども、清国中心の冊封進貢体制と近世日本の幕藩体制の結節点に位置する琉球王国が「開国」されるだけでも、伝統的な国際秩序の動搖・解体の起点となることは明らかであったことから、英仏米などの琉球開国要求にどのように対処すべきかという問題は、琉球王国の問題にとどまらず、日本（薩摩藩・江戸幕府）や清国（福建・広東・北京）にとつても重要な国際問題として認識され、琉球の国際的位置に所屬問題とも関連しながら、国際的関心の焦点として浮上し、関係各国の間で外交交渉が展開された経緯は前述の通りである。この間の琉球問題をめぐる関係各国の認識や対応の特徴を要約すれば次の通りであろう。

第一に、琉球側の認識や対応についていえば、

- ① 琉球当局は伝統的な国際秩序の枠内で英仏等の異国船の来航を一過性の寄港として対応しようとしたけれども、英仏人の逗留という事態に直面して御國元の薩摩藩（江戸幕府）や宗主国の清国へ報告せざるを得なくなり、報告に当たっては情報を取捨選択したこと、
- ② 英仏側との交渉においては、琉球当局は薩摩藩支配の実態を隠蔽し、交易を拒絶する理由として、④ 貧瘠の小国で交易品がないこと、⑤ 飢饉等の緊急の際には隣国の宝島からの援助が期待できることの外、
- ③ 宗主国清国の許可がなければ第三国との交通・貿易はできない等の事情をあげたこと、

- ③ 琉球当局は英仏等が清国に対して琉球貿易の許可を要請した場合、清国が琉球の頭越しに英仏へ許可を与える事態を最も恐れ、清国の対英仏交渉には実効的な効果を期待できないことを承知の上で、清国へ救援要請を繰り返し続けたこと、
- ④ 御國元の薩摩藩から大規模な琉球貿易構想への協力を求められた際にも、琉球当局はできるだけ既成秩序を維持するという観点から抵抗し、消極的に対応したこと、等々に要約される。

第二に、日本側の認識と対応についていえば、

- ① 薩摩藩や江戸幕府の当局者たちは琉球が「表に清国に属し実は日本に属」しながら、日本・清国との「通商ヲ以テ」維持されてきた両属国家であるという共通の認識を前提として、琉球問題への対応を検討したこと、
- ② 薩摩藩当局は琉球の歴史と現実を正確に踏まえ、琉球の「開国」を避けられない事態と判断し、江戸幕府を説得するために、次のような可能性、即ち④ 西洋人が琉球人に利害得失を説得し「琉人共之人氣」を「一変」させ、琉球を幕藩体制から離反させてしまう可能性、

⑥英仏が清国の許可を得て琉球に開港・貿易を迫り承認させてしまふ可能性、⑦英仏が清国との直接交渉によって主導的に琉球の「開国」を実現し、琉球を「保護国」あるいは植民地とした場合、日本は黙認するわけにはいかず、英仏との全面戦争⇨幕藩体制の危機を招来する可能性があることを強調したこと、

⑧江戸幕府は薩摩藩の強調する可能性を認め、そのような事態を回避するために、琉球王国を明確に幕藩体制国家の域外に位置づけ、琉球と英仏との修好・貿易の二件を黙認して、外圧⇨西洋諸国の圧力を琉球に封じ込め、幕藩体制国家の「鎖国」⇨海禁の祖法を守る方針を採り、「琉球ノ処分」を薩摩藩へ一任したこと、

⑨薩摩藩当局は幕府の緊急避難的措置としての琉球「開国」黙認方針とは別に、薩摩藩にとつて最善の選択肢は何かという視点から「琉球ノ処分」を検討し、積極的「開国」方針のもとに薩摩藩主導による大規模な琉球貿易構想を展開しようとしたが琉球側の抵抗等で挫折したこと等々に注目すべきであろう。

第三に、清国側の認識と対応について言えば、

- ①異国船の琉球来航、和好・貿易・布教の要求、英仏人の逗留という事態をめぐる琉球問題を、清国当局は既成秩序を解体させる要因として重視したわけではないけれども、琉球からの報告を宗主国への忠誠心の表明として受けとめ、琉球の救援要請に対しては広東における対仏英交渉によって宗主国の責任を果たすべく努力したこと、
- ②対仏英交渉において仏英の琉球占領の企図を察知しながらも、清国当局は具体的な対応策を検討せず、逗留仏英人の退去についても、「仏英に勸諭を頒ち」て「撤回せしむるに便ならず。また兵を遣わし前往して之と理論するに値せず」と消極的な姿勢に終始したこと、
- ③福建当局は琉球が英仏の要求を拒絶して清国へ救援を要請し続ける

理由を、「宗主国への恭順」とか「臣節の恪守」という伝統的秩序意識に帰するだけでなく、「貧瘠」の「荒島」で交易品を生産できないという琉球の現実的状况に起因すると見て、対英交渉の困難性を予見しながらも、琉球の救援要請に応えるべく交渉継続の必要性を強調し続けたこと、

④広東当局は対仏英交渉を通じて琉球の歴史と現実への認識を深め、英仏米が日本開国の足掛かりとして琉球に着目していることを知り、琉球の地理的国際的位置を考慮すれば清国の力では琉球問題を解決することは不可能であるから、不可能と知りつつ対英仏交渉を継続することは有害無益であると主張し、既に英国との間で外交文書の往来を続けている琉球独自の力で問題を解決すべきであると提言するに至ったこと、

⑤清国皇帝は広東当局の認識と提言を基本的に受け容れながらも、琉球の救援要請が繰り返される度に、福建当局の交渉継続論にも同調して、広東当局へ「機を相て開導せよ」と指示し続けたこと等々に注目しておきたい。

第四に、英仏等の西洋側の認識と企図について言えば、

- ①英仏等は琉球が清国の属国であるだけでなく事実上薩摩藩（日本）の支配下にあることを認識した上で、当面は日本開国の足掛かりと位置づけて「和好・通商・布教」を迫りながらも、最終的には「保護国」あるいは植民地として獲得する意図を秘めていたこと、
- ②広東における清国との交渉において、フランスは琉球が清国の属国であるという前提を承認した上で、対英戦略の観点から清国との同盟条約締結の代償として暗に琉球の割譲を求めたが固執せず、他方で琉球が事実上薩摩藩の支配下にあることを認識しながら琉仏条約の締結を迫り、薩摩（日本）の支配からの離脱を勧告したこと、

③イギリス公使は広東の清国当局に対して琉球の清国専属を否定し、琉球は清国の版図に入らないとの認識に基づいて、琉球を清国内地と明確に区別しながら、イギリス公使の権限は清国の通商港に関する問題に限定され、管轄外の琉球に逗留するイギリス人には及ばないと主張し続け、伯徳令の退去勧告を拒絶したけれども、イギリス公使の主張に対して広東当局から具体的な反論が提起された形跡はなく、イギリス公使の琉球認識や所属に関する主張は事実上広東当局にも受け容れられるか黙認されたとみなされること、等々の点に要約されるであろう。

英仏の認識と企図はそのままアメリカ合衆国にも共有されていたことから、一八五〇年代即ち咸豊期に入ると、琉球はさらに強力なアメリカの要求に直面することになる。蓋し一八五三年から五四年にかけて、アメリカのペリー艦隊が日本開国交渉のため江戸湾へ向かう途中、琉球占領の意図を秘めつつ那覇へ寄港したからである。五四年二月四日に那覇港を出発したペリー提督は、二月十一日に江戸湾へ入り、三月十五日から神奈川において日米条約交渉を開始した。

アメリカ側の条約草案には琉球の那覇港も開港予定地の一つに挙げられていたが、江戸幕府当局は琉球を遠隔のコントロールできない国と称して論議の対象とすることを拒否したため、日米和親条約においては下田・箱館のみが開港地に指定され、那覇港の開港は当面回避されることとなる。しかし、日米条約交渉を契機に、幕府当局にとっては、外国との外交交渉において、琉球の所属をどのように説明すべきかという問題が、もはや回避できない外交的課題として浮上するに至ったのである。

幕府老中の阿部政弘はすでにアメリカとの条約交渉期間に、琉球の所属をめぐるアメリカ側の質問事項を想定して自ら回答案を作成し、琉球は「日本清国両属之事ニ不相成候テハ不都合」との立場から、複数の外

交担当者へ琉球所属問題について諮問している。

林大学頭と筒井肥前守は、薩琉関係と中琉関係を配慮しつつ琉球は日清「兩國ニ随從致スト雖モ、申可ハ唐國ハ父ノ如ク、日本ハ母ノ如キ意味ニ御坐候得ハ、押立申候時ハ、唐土ノ属國ト申候テ可然」と答申して、アメリカが琉球の日清両属を承認せず、最終的所属についての判断を迫った場合には、清国の属国とする旨の回答を寄せたが、海防掛の井戸石見守らは「唐土之属國ト差極候筋ハ有之間敷、…矢張兩國隨從之國ハ稱シ候テ相当ノ儀ト奉存候」と答申し、あくまでも日清「両属」の國に固執する立場から、清国の属国と回答することに反対して対立した外、勘定奉行の松平河内守・川路左衛門尉らは「イツレ共差極難申上」と態度を保留し、松平薩摩守に相談することを提案した。

むろん、琉球問題に最も深く関わる立場にあった松平薩摩守・島津斉彬も「琉球國取扱振之儀」について幕府へ書面を提出している。書面のなかで斉彬は「明清乱中琉球之儀」を先例として重視し、明清交替期の国際秩序再編過程における江戸幕府の対応を教訓として提示していることに注目すべきであろう。斉彬の提言は既に一八四〇年代の五代秀暁の『琉球秘策』の延長線上に位置づけられるけれども、この時期の斉彬の真意はいま一つ明らかではない。ただ、既に日米交渉の開始前に、従来の薩琉関係隠蔽策を放棄し公然と琉球を日本の属国と主張して対米交渉に臨みたいという幕府首脳部内の「評議」について、老中阿部政弘から意見を求められた斉彬は、一応「尤之事」と同意しながらも、琉球の意思を確かめる必要があると返答していることから、この時点では薩琉関係隠蔽策の放棄に必ずしも賛成せず、従って琉球を「両属」とみなす従来の立場を変更する意思はなかったと見るべきかも知れない。事実、日米和親条約締結後のペリー提督と琉球当局の条約交渉においては、従来の薩琉関係隠蔽方針が踏襲され、那覇駐在の薩摩役人は琉球代

表団の背後で交渉を監督するにとどまり、琉球王国の役人たちが外交主体として直接アメリカ合衆国代表のペリー提督と交渉し、五四年七月十一日、琉米修好条約に調印したのである<sup>(16)</sup>。和陸修好・公正交易・海難救助などの七ヶ条からなる条約の内容はほぼ日米和親条約に準拠しているけれども、漢文と英文で記され、清国曆と西曆が併記されていることに注目すべきであろう。

琉米間の条約交渉は比較的平穩に行われたものの、翌一八五五年の琉仏間の条約交渉において、フランスのゲラン提督は交易の外に土地の貸与、公館の建設まで要求し、琉球当局の拒絶に遭うと、多数の武装兵を配置して戦闘態勢を誇示しつつ、琉球当局を威圧して五五年十月十五日琉仏条約に調印させるに至ったのである<sup>(17)</sup>。

かくて、琉球王国は日清両属の状態に加えて更に新たな国際秩序の中へ編入され、「万国公法」に国際法の下における所屬問題の決着を引き延されたまま、なお国際秩序再編成の渦中で翻弄され続け、一八七〇年代から八〇年代にかけて再び国際関係の一つの焦点として浮上する。

## 註

- (1) 西里晋行「冊封進貢体制の動揺とその諸契機——嘉慶・道光期の中琉關係を中心に——」(『東洋史研究』第五九卷第一号)。方裕龍「清道光年間中琉關係研究」(『第五屆琉球・中國交渉史研討會論文集』)参照。
- (2) 『鹿兒島県史』第二卷第四編第九章。須藤利一『異國船來琉記』(法政大学出版局、一九七四年)。大熊良一『異國船琉球來航史の研究』(鹿島出版会、昭和四六年)等参照。
- (3) 『北谷町史』第二卷等参照。
- (4) 西里・前掲論文参照。
- (5) 西里晋行「琉球処分前夜」(『那覇市史』通史篇所収)等参照。
- (6) F. Cadv. The Roots of French Imperialism in East Asia, P. 20~23, 25~27, 31~33. 張存武「中國對西方窺伺琉球的反應」一八四〇~一八六〇(『中央研究院近代史研究所集刊』第十六期)。權上康男「フランス資本主義と日本開港」(『世界市場と幕末開港』、東大出版)参照。
- (7) Cadv. 前掲書。張存武・前掲論文参照。
- (8) 正木仁「サマラン号八重山島來航時の記録」(『南島』第一輯所収)参照。
- (9) 球陽研究会編『球陽』(角川書店)卷二一、原文編四八〇~四八一頁、読み下し編五四四~五四六頁。
- (10) 浦添市教育委員会発行『琉球王国評定所文書』第二卷、一三七九号文書、三一五頁。
- (11) 『球陽』卷二一、原文編四七九頁、読み下し編五四四頁。
- (12) 『球陽』卷二一、原文編四七九~四八〇頁、読み下し編五四四頁。
- (13) 『琉球王国評定所文書』第一卷、一三二七号文書「案書」。『歴代宝案』(台湾大学本)第一五冊、八七三七~八七四〇頁。
- (14) 『琉球王国評定所文書』第一卷、三九七頁。
- (15) 『琉球王国評定所文書』第一卷、四九七、五五八~五六七頁、一三三六号文書「進貢船仕出日記」解題。
- (16) 『大日本維新史料』第一編ノ一、三二〇頁、三二八~四六〇頁。
- (17) 『大日本維新史料』第一編ノ一、四八五~四九四頁。
- (18) 『大日本維新史料』第一編ノ一、六七〇~六七八頁。
- (19) 『大日本維新史料』第一編ノ一、七三〇~七三六頁。
- (20) 『歴代宝案』(台湾大学本)第一五冊、八七五〇~八七五三頁。
- (21) 『琉球王国評定所文書』第二卷、一三四七号文書「從大和下状」、

- 同第三卷、一三八八号文書、一三八九号文書、一三九〇号文書  
 「英人来着日記」、同第四卷、一四〇〇号文書「英人逗留付那覇  
 二而之日記」他、同五卷、一四一〇号文書「英人逗留二付那覇二  
 而之日記」他、同六卷、一四七三号文書「英人より差出候文及英  
 人江差遣候文之大意」等参照。
- (22) 『琉球王国評定所文書』第一卷、一三二七号文書「案書」、同第  
 二卷、一三三八号文書「従大和下状」。前掲・『鹿児島県史』第  
 二巻。上原兼善「天保十五年〜弘化三年の沖繩への外艦来航と薩  
 摩藩」(『南島史論』)。島尻克美「仏船来琉事件と薩摩藩の貿  
 易構想」(『球陽論叢』)等参照。
- (23) 沖繩歴史研究会編『南聘紀考』収録等に拠る。なお、黒田安雄氏  
 は『琉球秘策』の史料的人格や歴史的背景について「解題」を付  
 した上で全文を紹介している(『琉球秘策』について)『愛知  
 学院大学文学部紀要』第一三三号)。
- (24) 田中豊治郎『近代之偉人故五代友厚伝』五頁。前掲・黒田「解題」  
 参照。
- (25) 薩摩藩の琉球貿易構想の起点として『琉球秘策』に注目した先行  
 研究に、島尻克美「仏船来琉事件と薩摩藩の貿易構想」(『球陽  
 論叢』所収)がある。
- (26) 『琉球秘策』五〜一四頁。
- (27) 『琉球秘策』一四〜二五頁。
- (28) 『琉球秘策』二五〜三三頁。
- (29) 『琉球秘策』三三〜三四頁。
- (30) 『琉球秘策』三四〜三七頁。
- (31) 『琉球秘策』三七〜三八頁。
- (32) 『琉球秘策』四四〜四五頁。
- (33) 『琉球秘策』四五〜四六頁。
- (34) 『琉球秘策』四六〜四七頁。
- (35) 『琉球秘策』四七頁。
- (36) 『琉球秘策』四七〜五〇頁。
- (37) 『島津斉彬文書』上巻、二三〜二六頁。
- (38) 『通交一覽統輯』第四巻、七五四〜七五五頁。
- (39) 『鹿児島県史』第二巻、七八九頁。
- (40) 島尻・前掲論文。上原・前掲論文参照。
- (41) 『大日本維新史料』第一編ノ一、七五一〜七五五頁。
- (42) 『大日本維新史料』第一編ノ一、七五七〜七五八頁。
- (43) 『大日本維新史料』第一編ノ一、七五八頁。
- (44) 『大日本維新史料』第一編ノ一、七五八〜七五九頁。
- (45) 『島津斉彬文書』上巻、二三〜二六頁。
- (46) 『大日本維新史料』第一編ノ二、三七〜三八頁。
- (47) 『大日本維新史料』第一編ノ二、一〇九〜一一六頁。嶋島実編  
 『照國公感旧録』(国光社、明治三二年)五三〜五四頁。
- (48) 『大日本維新史料』第一編ノ二、七三八〜七四二頁、同第一編ノ  
 三、二〇〜二二頁。
- (49) 『大日本維新史料』第一編ノ三、四三八〜四三九頁、四四四〜  
 四四六頁。
- (50) 『大日本維新史料』第一編ノ三、四四七〜四四八頁。
- (51) 『大日本維新史料』第一編ノ四、五四八〜五五二頁。
- (52) 西里喜行「琉球処分と樺太・千島交換条約」(『アジアのなかの  
 日本史』Ⅳ「地域と民族」所収)等参照。
- (53) 東京大学史料編纂所所蔵の『斉興公史料』収録の『琉球秘策』の  
 市来広貫の傍注、及び『元国事鞅掌史料』収録の『琉球秘策』の

- 割り注。前掲・黒田「『琉球秘策』について」参照。
- (54) 『歴代宝案』(台湾大学本)一五冊、八七三九頁。
- (55) 『琉球王国評定所文書』第一卷、一三三六号文書。
- (56) 『籌弁夷務始末』(台聯風出版社)道光朝二、一五三二頁～一五三三頁、卷之七十三、三一～三四頁。
- (57) 『籌弁夷務始末』道光朝二、卷之七十三、三一～三四頁。
- (58) 『籌弁夷務始末』道光朝二、一五三二頁～一五三三頁、卷之七十三、三四～三五頁。
- (59) 『籌弁夷務始末』道光朝二、一五三七頁～一五三八頁、卷之七十四、三～五頁。
- (60) 『籌弁夷務始末』道光朝二、一五三七頁～一五三八頁、卷之七十四、三～五頁。
- (61) 『歴代宝案』(台湾大学本)一五冊、八七四〇頁～八七四五頁。
- (62) 『籌弁夷務始末』道光朝二、一五四三頁～一五四四頁、卷之七十四、一六～一七頁。
- (63) 『籌弁夷務始末』道光朝二、一五四五頁、卷之七十四、一九頁。
- (64) 『籌弁夷務始末』道光朝二、一五四五頁、卷之七十四、一九～二〇頁。
- (65) 『歴代宝案』(台湾大学本)一五冊、八七四五頁～八七四九頁。
- (66) 『歴代宝案』(台湾大学本)一五冊、八七五〇頁～八七五五頁。
- (67) 『籌弁夷務始末』道光朝二、一六一〇頁～一六一二頁。
- (68) 『歴代宝案』(台湾大学本)一五冊、八七五三頁。
- (69) 『籌弁夷務始末』道光朝二、一六一〇頁～一六一二頁、卷之七十七、六～九頁。
- (70) 『籌弁夷務始末』道光朝二、一六一二頁、卷之七十七、九～一〇頁。
- (71) 『籌弁夷務始末』道光朝二、一六一四頁、卷之七十七、一三頁。
- (72) 『籌弁夷務始末』道光朝二、一六一四頁、卷之七十七、一三頁。
- (73) 『宣宗實錄』卷四三七(道光二十六年十二月丙子の条)。
- (74) 『籌弁夷務始末』道光朝二、一六二〇頁、卷之七十七、二五～二六頁。
- (75) 『籌弁夷務始末』道光朝二、一六二二頁、卷之七十七、二七～二八頁。
- (76) 『籌弁夷務始末』道光朝二、一六二三頁～一六二四頁、卷之七十七、二九～三一頁。
- (77) 『籌弁夷務始末』道光朝二、一六六三頁、卷之七十九、二九～三〇頁、「劉韻珂奏」所収。
- (78) 『籌弁夷務始末』道光朝二、一六六三頁、卷之七十九、二九～三〇頁。
- (79) 照屋善彦「琉球に於けるキリスト教の布教と中国——一八四〇～六〇年代——」(中琉文化經濟協會主編『第一屆中琉歴史關係國際學術會議論文集』)。前掲・張存武論文等参照。
- (80) 『籌弁夷務始末』道光朝二、一六二〇頁、卷之七十七、二五～二六頁。
- (81) 『籌弁夷務始末』道光朝二、一六二〇頁、卷之七十七、二五～二六頁。
- (82) 『宣宗實錄』卷四三七(道光二十六年十二月丙子の条)。
- (83) 『籌弁夷務始末』道光朝二、一六二二頁、卷之七十七、二七～二八頁。
- (84) 『籌弁夷務始末』道光朝二、一六六九頁、卷之七十九、四二～四三頁。
- (85) 『籌弁夷務始末』道光朝二、一六九二頁～一六九三頁、卷之八十、

- 三七～三九頁。  
 (86) 『樽弁夷務始末』道光朝二、一六九一頁～一六九二頁、卷之八十、三七～三九頁。  
 (87) 『樽弁夷務始末』道光朝二、一六九二頁、卷之八十、四〇頁。  
 (88) 中央研究院近代史研究所編『四国新櫓』英国档上、六頁。  
 (89) 『四国新櫓』英国档上、一〇七～一〇八頁。  
 (90) 『四国新櫓』英国档上、一〇七～一〇八頁。  
 (91) 『四国新櫓』英国档上、一一一～一二二頁。  
 (92) 『四国新櫓』英国档上、一二二頁。  
 (93) 『四国新櫓』英国档上、一三〇頁。  
 (94) 『四国新櫓』英国档上、一三一頁。  
 (95) 『四国新櫓』英国档上、一四六～一四七頁。  
 (96) 『四国新櫓』英国档上、一四五～一四六頁。  
 (97) 『四国新櫓』英国档上、一四五～一四六頁。  
 (98) 『四国新櫓』英国档上、一五六頁。  
 (99) 石井孝『日本開国史』三四～四三頁、六九～七一頁。「ペリー提督意見書」『日本近代思想大系1開国』(岩波書店)。S.W.ウイリアム・洞富雄訳『ペリー日本遠征随行記』の「解説」参照。  
 (100) 西里喜行「琉球処分と樺太・千島交換条約」(『アジアのなかの

- 日本史』Ⅳ「地域と民族」、東京大学出版会、一九九二年)。真栄平房昭「十九世紀の東アジア国際関係と琉球問題」(『周縁からの歴史』、一九九四年)。横山伊徳「日本の開国と琉球」(『新しい近世史』二、新人物往来社、一九九六年)。豊見山和行「複合支配と地域——従属的二重朝貢国・琉球の場合——」(『地域の世界史Ⅱ 支配の地域史』、山川出版社、二〇〇〇年)参照。  
 (101) S.W.ウイリアム・洞富雄訳『ペリー日本遠征随行記』の「付録二」所収。  
 (102) 渡辺修二郎『阿部政弘事績』(文昌堂、明治三十六年)下、七〇七頁。  
 (103) 大熊良一『異国船琉球来航史の研究』一八六頁～一九五頁参照。  
 (104) 『鹿児島縣史』第三卷一六六頁～一七一頁。『照国公感旧録』六一～六三頁。『琉球王国評定所文書』第十一卷「仏船三艘来着付那覇二而之日記」等。  
 〔付 記〕本稿の論旨は台北の中央研究院東北亜区域研究主催の「琉球の認同與歸屬論争 國際學術研討會」(二〇〇〇年三月二十七日)において報告された。